

平成 29 年度
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）
提案募集のご案内
[募集要項]

科学技術イノベーション政策のための科学
研究開発プログラム



国立研究開発法人科学技術振興機構
社会技術研究開発センター

平成 29 年 5 月

目次

I. 応募要領	1
1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要	1
2. 選考スケジュール	1
3. 応募方法	2
4. 応募要件（研究倫理教育）	3
5. 重複応募について	4
6. 応募の要件等	4
7. お問い合わせ等	6
II. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方	7
1. 基本的な考え方	8
2. 募集・選考にあたって提案が期待されるテーマ	8
3. その他・留意点	11
III. 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み	12
1. プログラムの目標	12
2. 平成29年度における募集の枠組み	12
2-1. 対象とする研究開発	12
2-2. 研究開発期間・規模	13
3. 提案および研究開発実施にあたっての留意事項	14
3-1. 研究開発プログラムのマネジメント	14
3-2. 研究開発プログラムおよび研究開発プロジェクトの評価	15
3-3. その他留意事項	15
IV. 選考および採択	17
1. 選考のプロセス	17
2. 選考体制	17
3. 選考にあたっての評価項目	18
V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法	20
1. 実施計画	20
2. 実施体制	20
3. 実施拠点	21
4. 委託研究契約	21
5. 研究代表者および主たる実施者の責務	21
6. 実施機関の責務等	23
7. 研究開発費	24
8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合	26

VI. 応募に際しての注意事項	27
1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	27
2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い	29
3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置	29
4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置	32
5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置	34
6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	34
7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	35
8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	38
9. 人権の保護および法令等の遵守への対応について	38
10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	39
11. 公正な研究活動を目指して	41
12. ダイバーシティの推進について	42
13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	43
14. 社会との対話・協働の推進について	43
15. オープンアクセスについて	43
16. 研究者情報の reseachmap への登録について	44
17. 研究設備・機器の共用促進について	44
18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について	46
VII. 提案公募 Q & A	47
VIII. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について	53
1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項	53
2. e-Rad による応募方法の流れ	54
3. e-Rad の操作方法、利用可能時間帯、問い合わせ先	55
4. 具体的な操作方法と注意事項	56
IX. 提案書の記載要領	69
戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）研究開発プロジェクト提案書	71
X. 参考資料	
別紙 1：科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 （SciREX 事業）基本方針	73
別紙 2：科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業 重点課題について 2016	83

I. 応募要領

1. 戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の概要

国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」という。）社会技術研究開発センター（以下、「RISTEX」という。）は、社会の具体的な問題の解決を通して、新たな社会的・公共的価値の創出を目指します。社会問題の解決に取り組む関与者と実施者が協働するためのネットワークを構築し、競争的環境下で自然科学と人文・社会科学の知識を活用した研究開発を推進して、現実社会の具体的な問題解決に資する成果を得るとともに、得られた成果の社会への活用・展開を図ります。

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）は、RISTEXにおいて社会の問題解決に重要と考えられる研究開発領域・プログラムを設定して提案を募集し、選定された研究開発プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）を推進するものです。

領域・プログラムのマネジメントは、アドバイザーの協力を得て、領域・プログラム総括が行います。研究代表者および研究開発実施者（以下、「実施者」という。）は、総括のマネジメントのもと、自ら所属する機関等において研究開発を推進します。

領域・プログラムによって募集要項、提案書の様式が異なりますのでご注意ください。

2. 選考スケジュール

選考の主なスケジュールは、以下のとおりです。下線を付した日付は確定していますが、他の日程は今後変更となることもあります。

募集開始	<u>2017年5月10日（水）正午</u>
（一次選考）提案書受付期限（※）	<u>2017年6月26日（月）正午（厳守）</u>
（一次選考）書類選考の結果通知	7月中旬
（二次選考）提案書受付期限	8月上旬
（二次選考）書類選考の結果通知	8月下旬
面接選考会	<u>2017年9月4日（月）</u>
面談（採択条件の説明）	9月中（予定）
選考結果の通知・発表	9月～10月（予定）
研究開発の開始	10月上旬（予定）

※ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）での受付期限日時です。応募方法については次ページを参照してください。

3. 応募方法

提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。
紙媒体、郵送、宅配便および電子メールによる応募受け付けはできません。

（１）実施機関および研究代表者情報の登録

提案者は、e-Rad のログイン ID、パスワードを取得している必要があります（研究代表者のみで構いません）。

新たに e-Rad のログイン ID、パスワードを取得する場合、事前に、提案者が所属する機関が、以下の登録を行う必要があります。

- ① 機関が未登録の場合は、先ず機関を「研究機関」として登録
- ② 提案者を「研究者情報」に登録

なお、応募時に国内の特定の機関に所属していない場合は、提案者本人が②のみ登録してください（ただし、採択後には国内の機関に所属する予定であることが前提です）。登録方法の詳細は、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について」（53～68 ページ）および e-Rad ポータルサイトを参照してください。

登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

なお、一度登録が完了すれば、他府省等で実施する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他府省等で実施する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。これまで競争的資金に応募または助成を受けたことがない機関および提案者の方（特定非営利活動法人、行政機関、民間企業等の機関およびその所属の方）は特にご注意ください。

（２）提案書の作成

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)、または RISTEX の提案募集ホームページ (http://www.ristex.jst.go.jp/current/proposal_2017.html) から提案書様式をダウンロードし、本募集要項をよくお読みいただいた上で、「Ⅸ. 提案書の記載要領」（69～72 ページ）の説明を参考に記入してください。

専門的になりすぎず平易な表現で、できるだけ客観的な記述を心がけてください。

（３）提案書の提出

「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」への応募は、提案者ご自身から直接応募していただきます。必要事項を記載した提案書を e-Rad へアップロードしてください。

アップロードの具体的な方法については、「Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について」(53～68 ページ) を参照してください。

4. 応募要件 (研究倫理教育)

応募時に研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが必須です！！

修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。応募時は研究代表者のみで構いません。詳しくは、「Ⅵ-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(27～28 ページ)、「Ⅶ. 提案公募Q&A：研究倫理教育に関するプログラムの受講について」(47～49 ページ) をお読みください。

5. 重複応募について

- (1) ひとりの方が研究代表者として応募できる提案は、1件のみです。
- (2) RISTEX が同時期に募集・選考を行う以下の研究開発領域・プログラムと重複して応募することはできません。
- ・「人と情報のエコシステム」研究開発領域
 - ・「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域
 - ・「研究開発成果実装支援プログラム（公募型）」
- (3) 現在、社会技術研究開発の研究代表者になっている方は、応募できません。
（当該研究開発の実施期間が平成 29 年度以内に終了する場合を除く。）
- ※ 他の戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ等）と重複して応募することは問題ありません。
- ※ 「科学技術イノベーション政策のための科学研究開発プログラム」においては、別途応募の制約があります。「Ⅲ-3-3. その他留意事項」もご確認ください。

6. 応募の要件等

プロジェクトの研究代表者となる方が自ら提案していただきます。応募の要件は以下のとおりです。応募要件に関して、以下のことを予めご承知おきください。

- ※ 採択までに応募要件を満たさないことが判明した場合、原則として、提案書の不受理、ないし不採択とします。
- ※ 応募要件は、採択された場合、全実施期間中、維持される必要があります。実施期間の途中で要件が満たされなくなった場合、原則として本研究開発プロジェクトの全体ないし一部を中止（早期終了）します。

(1) 提案者の要件

- a. 構想の実現に責任を持ち、複数名のチーム編成によって行う場合には実施者を統括し、構想を実現するためにリーダーシップを持って自らプロジェクトを推進すること。
- b. 研究代表者となる提案者自らが、国内の機関に所属して当該機関において研究開発を実施する体制を取ること¹。
- なお、以下のいずれかの方も、提案者として応募できます。
- ・ 国内の機関に所属する外国籍の方。
 - ・ 現在、特定の機関に所属していない、もしくは海外の研究機関に所属している方で、研究代表者として採択された場合、日本国内の研究機関に所属して

¹ 「国内の機関」とは、国内に法人格を持つ大学、国立研究開発法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、地方自治体等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。詳しくは、「V-6. 実施機関の責務等」(23～24 ページ)を参照してください。

当該機関においてプロジェクトを実施する体制をとることが可能な方。

- ・ 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択された場合自らが国内の機関に所属して当該機関においてプロジェクトを実施する体制をとることが可能な方。
 - ・ 民間企業等の大学等以外の研究機関に所属されている方。
 - ・ 不適正経理および研究活動における不正行為にかかる申請資格の制限等に抵触していない方。
- c. プロジェクトの実施期間を通じ、責任者としてプロジェクト全体に責務を負えること（詳しくは、「V-5. 研究代表者および主たる実施者の責務」（20～21 ページ）を参照してください）。例えば、プロジェクトの実施期間中、日本国内に居住し、海外出張その他の理由により、長期にわたってその責任を果たせなくなる等の事情が無いこと。
- d. 所属機関において研究倫理教育に関するプログラムを予め修了していること。または、JST が提供する教育プログラムを提案締切までに修了していること。
- e. 応募にあたって、以下の4点を誓約できること。
- ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文科科学大臣決定）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）の内容を理解し、遵守すること。
 - ・ 研究提案が採択された場合、研究代表者および研究開発実施者は、研究活動の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）並びに研究費の不正使用を行わないこと。
 - ・ 本提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないこと。

※ e-Rad の応募情報入力画面で、確認をしていただきます。

（2）実施機関の要件

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分確認し、関係する国の法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。「V-6. 実施機関の責務等」（23～24 ページ）に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研究の実施を予定している研究機関の事前承諾を確実に得てください。

7. お問い合わせ等

(1) 募集要項の掲載・提案書の提出先等

<p>募集要項 および <u>最新情報</u></p>	<p>社会技術研究開発センター（RISTEX） 提案募集ホームページ http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html</p>
<p>募集要項 および <u>提案書の提出</u></p>	<p>府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ホームページ http://www.e-rad.go.jp/</p>

(2) お問い合わせ

<p><u>募集内容について</u> 制度・事業、提出書類の 作成・提出に関する手続き等</p>	<p>国立研究開発法人 科学技術振興機構 社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室 「科学技術イノベーション政策のための科学」募集担当 〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階 <u>E-mail : boshu@jst.go.jp</u> Tel. 03-5214-0133 Fax. 03-5214-0140 (電話受付 10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く) <u>原則として電子メールでお願いいたします</u></p>
<p><u>府省共通研究開発管理 システム（e-Rad）について</u> 実施機関・実施者の登録、 e-Radの操作方法等</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク Tel. 0570-066-877（ナビダイヤル） (電話受付 9:00～18:00／土日祝、年末年始を除く) [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] Tel. 03-6631-9595（直通）</p>

※採否を含む審査状況等に関する問い合わせには一切回答できません。

※提案受付期限日（提案締切日）は非常に混み合います。余裕を持ってお問い合わせください。

II. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方

プログラム総括：森田 朗 津田塾大学総合政策学部 教授

本研究開発プログラムは、平成 23 年度に文部科学省「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」(Science for RE-designing Science, Technology and Innovation Policy, 以下、「SciREX 事業」という。)の一環として開始されました。現代社会における様々な問題を解決するためには、科学技術をベースとしたイノベーションが不可欠です。このプログラムでは、科学的方法と「客観的根拠 (エビデンス)」に基づき、科学技術イノベーションをもたらす政策を策定するための体系的な知見を創出することを目的としています。

現代社会は、社会経済のグローバル化、先進諸国の少子高齢化・労働人口減少と途上国の急激な都市化、エネルギー・水・食料等資源の逼迫、地球環境問題や自然災害、感染症やテロ問題など、複雑かつ多様な課題に直面しています。また、急激な情報通信技術 (ICT) の進展と世界規模のネットワーク化によって、われわれの暮らす社会の利便性は大いに高まりましたが、他面、サイバーセキュリティなどのこれまでは存在しなかった脅威にどのように対処するのかといった新たな課題も生じています。

これらの課題に対して、先見性と戦略性、多様性と柔軟性をもって解決にあたるべく、科学技術イノベーション政策への期待が高まっています。しかし、これまではシーズといふべき基礎的な知見や技術の開発は重視されてきたものの、そうした知見や技術に対するニーズを的確に捉え、開発された成果を活かして科学技術イノベーションの創出に結びつけるようなインセンティブの設計やそれらを促進し媒介する人や機能、制度の形成は必ずしも充分とは言えませんでした。

科学技術イノベーションを着実に実現するためには、これまでのような「経験と勘」に頼った政策形成ではなく、状況や課題を的確に把握・分析し、しっかりとした客観的根拠に基づいた知見を社会的課題の解決に結びつける合理的な政策形成が不可欠です。

しかし、客観的根拠を求めるあまり柔軟性を失ったり、むやみに科学に対する全能性を期待することは、政策実務の実態と大きくかけ離れてしまうことに繋がりがねません。限られた資源と時間、不確実性、多様性という制約条件のもとで、効率的・合理的に政策を決定していくうえでは、客観的根拠に基づいた複数の選択肢を用意したうえで、その中からより合理的な政策を選び取っていくことが大切です。

この研究開発プログラムは、科学技術イノベーションによって、経済・社会・公共的価値を創造し社会のシステムの変化を促す「エビデンス」に基づく合理的な政策形成プロセスを構築するための研究開発に取り組むものです。

これまで本プログラムでは、平成 23 年度から 26 年度にかけて計 4 回にわたって公募を行ってきましたが、SciREX 事業全体の方針改訂を踏まえ、平成 28 年度からは新たな枠組みに基づいて公募を再開しています。

1. 基本的な考え方

本プログラムでは、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与することを目的とし、将来的な政策形成につながりうる具体的な成果の創出を目指す提案を期待します。

提案にあたっては、研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に「誰に、何を」与えるのか、すなわちプロジェクトの成果が具体的にどのような政策を対象として、どのようなアプローチと手段をもってその改善に寄与しようとするのかについて、具体性のあるストーリーが構想されていることを求めます。

ただし、第1期（2011－2014年度）に実施した従来の公募とは異なり、現実の政策形成に今すぐに活用できる成果の創出やそのための実践的な研究開発のみを必ずしも対象とするものではありません。むしろプロジェクトには、SciREX 事業全体の枠組みの中で各実施機関等との積極的な連携を通じて、研究活動の推進と実際の科学技術イノベーションに関する政策形成の現場との橋渡しに取り組むことを期待します。

2. 募集・選考にあたって提案が期待されるテーマ

SciREX 事業「重点課題 2016」（12～13 ページ）に照らし、その趣旨に合致する提案を求めます。特に、本年度の公募においては、以下の4つのテーマに関する積極的な提案を期待します²。

（1）客観的根拠（エビデンス）の収集と活用方法に関する提案

（重点課題A-⑤）

本プログラムでは、客観的根拠に基づく政策形成の必要性という基本的な問題関心のもとに、これまで政策過程において参照されるべき客観的根拠の創出に向けた手法の開発とその政策への実装を目指した提案を中心に採択を行ってきました。

しかしながら、いくら科学的裏づけのもとに客観的根拠が示されたとしても、それをもってただちに政策決定が効率的・合理的なものとなるわけではありません。政策過程において時間や予算、人的資源、不確実性など多くの制約があるなかで、科学的手法により導かれたエビデンスをどのように選択し、どう活用すべきなのか、そのための手続きや判断の基準のあり方について、より政策実務の実態に配慮された形でエビデンスの活用方策をデザインすることが必要です。

そのような観点から、本プログラムではより合理的な政策決定に向けて、データやエビデンスを具体的に活用するための手法開発や活用上の課題の特定、またその克服に向けた取り組みを志向する研究開発の提案を期待します。

（例）政策実務における科学的エビデンスの参照バイアスに関する研究

² 「2. 募集・選考にあたって提案が期待されるテーマ」で掲げる(1)～(4)のテーマに限らず、SciREX 事業「重点課題 2016」に該当する研究開発については、本年度の応募の対象となります。

(2) 政策形成に向けたオープンデータ等の利活用に関する提案

(重点課題A-③、重点課題B-④)

近年のオープンデータをとりまく動向のなかで、客観的根拠（エビデンス）のソースとなるデータのあり方も変容しつつあります。とりわけ、国や地方自治体といった行政機関が保有する統計情報や各種調査結果はもちろん、ナショナルデータベース（NDB）のようなこれまでは必ずしも開示されてこなかったデータがオープンデータとして積極的に公開されつつあることは大きな変化といえます。

これまでの研究開発の過程では、客観的根拠となりうるデータをいかに収集するか非常に多くのコストが割かれてきましたが、こうしたオープンデータが広く公開されることで、収集にかかるコストが低減するとともに、より大量かつ広範なデータに基づいたより精度の高い分析が可能となることが期待されています。

その一方で、こうしたオープンデータは単にカタログのような形で公開されるだけでは意味をなしません。公開されたデータをもとに政策形成に資するような客観的根拠と科学的知見を導出するためには、具体的な政策課題に対する鋭い問題意識に基づいた具体的な仮説の構築が求められます。そのためには、そうしたデータをもとにどのような政策課題の解決に示唆を与えようとするのか、またデータをどのような目的で、いかなる手法によって活用するのか、といったデータ利活用上の高度な知見が求められます。

そのような観点から、本プログラムでは、オープンデータを用いた単なるシステム開発ではなく、オープンデータの公開が客観的根拠の創出と政策形成プロセスの改善に寄与することを具体的な事例に基づき明らかにしようとする試みを期待します。特に、データ公開にかかるコストの評価や費用対効果、公開にあたっての判断基準と手続きのあり方についての新たな知見を提供する提案を歓迎します。

(例) オープンデータ（厚生労働省「NDB オープンデータ」、経済産業省「Open DATA METI」、科学技術振興機構「NBDC」「J-GLOBAL」等）の公開に関する費用対効果分析

(3) 研究開発プログラムの設計における参加のあり方に関する提案

(重点課題A-③、重点課題A-⑤)

科学技術イノベーション政策を推進するには、効率的・効果的に研究開発が実施される必要があります。そのためには、政策形成機関、資金配分機関、研究開発実施機関がより効果的なテーマを設定し、研究開発が関わるプログラムを的確にデザインして運営することが不可欠です。

これまでの研究開発プログラムの多くは、大学や研究機関等のアカデミアにおける知見を下地として設計されてきました。しかしながら、科学技術と社会の関係性が一層複雑化する今日においては、科学技術が人々の暮らしや社会に存在する様々な課題の解決に貢献するという考え方をより重視する姿勢が求められるようになってきています。研究開発プログラムの設計段階から広くステークホルダーらが参加することで、人々のニーズをよりの確にとらえた研究開発テーマの採択と実施、そして社会的要請に応えた成果の創

出が促されることが期待されています。

他方で、こうしたプログラム・デザインのあり方については、国際的にも模索が続いており、必ずしも成熟した知見が存在するわけではありません。非専門家が研究開発プログラムの設計やテーマ設定、さらには研究開発過程に参加することについては、その妥当性や有効性、研究開発におけるパフォーマンスへの影響や効果など、未だ明らかとなっていない点が多く残されています。

こうした観点から、本プログラムでは、より効果的な研究開発プログラムをデザインする手法の構築を目的として、研究開発プログラムの設計に対するステークホルダーの参加のあり方と研究開発のパフォーマンスの関係性に関する評価手法の開発に取り組む提案を歓迎します。

(例) 研究開発プログラム(科学技術振興機構、日本医療研究開発機構等のファンディング・エージェンシーが実施する公募事業)の設計における非専門家参加の妥当性・有効性に関する科学的評価手法の開発

(4) 科学技術イノベーション政策の社会的インパクト評価に関する提案

(重点課題A-①)

科学技術イノベーション政策は、先端的・萌芽的な研究開発に対する研究開発投資を一つの柱としています。基礎研究から応用研究、産業化に至るまでの各ステージに応じて多くの公的資金が投じられており、いわばイノベーションのインフラストラクチャーとして非常に重要な役割を果たしていることは言うまでもありません。

一方で、こうした研究開発投資に対する政策としての妥当性・有効性に関する評価については、科学技術イノベーション自体に求められる価値が多岐に渡ることもあり、必ずしも明確な方法論が確立されているわけではありません。そのため、研究開発投資に対する評価は、イノベーションを牽引する新たな技術の開発や知見の創出といった学術的貢献、どれだけ市場に新たな経済的価値をもたらすことができるかといった経済性、の2つの観点からの評価が多く見受けられます。

他方で、科学技術イノベーションに関する研究開発投資の判断あるいはその評価にあたっては、研究開発によって新たに生み出される技術や知見が「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)をはじめとする社会的課題や政策上対応すべき課題の発見とその解決にどれだけ貢献するのかといった社会的インパクトの観点からの評価についても重大な意義を持っているといえます。

そこで本プログラムでは、社会的インパクトに関する客観的根拠に基づいた新たな評価手法の構築を試みる挑戦的な提案を歓迎します。

(例) 研究開発投資(国および地方自治体、ファンディング・エージェンシー等が実施する各種公募事業)の社会的インパクトに関する評価手法の開発

3. その他・留意点

(1) 多様な分野からの参画、果敢なチャレンジ

わが国において、「科学技術イノベーション政策のための科学」に関する研究分野はまだ揺籃期にあり、携わる研究者および実践者の層も十分に厚いとは言えません。本研究開発プログラムは、公募を通じた「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大をひとつの大きな目標としています。そこで、人文・社会科学、自然科学を問わず多様な分野からの提案や横断的・学際的な体制のもとに政策的課題の特定と多角的な視点からその解決手法を構想する提案を強く求めます。選考においては、そうした分野的な多様性も加味するとともに、「科学技術イノベーション政策のための科学」にとって新たな知見をもたらすような新規の分野からの参入を歓迎します。

多様な研究分野からの参画、斬新なアイデアに基づくアプローチ、若手による大胆な挑戦など、チャレンジングで意欲的な提案を期待します。

(2) 研究開発推進における共創のお願い

プログラム運営においては、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハンズオン型のマネジメントを実施しています。

本研究開発プログラムは SciREX 事業の一環として、SciREX 事業の実施機関をはじめとする関係者と緊密な連携を図りつつ進めます。その中で、プロジェクトの進捗や状況に応じた適切な段階での政策担当者やステークホルダーとの対話・協働、プロジェクトを横断・俯瞰する議論、成果の発信等を関係機関と連携して取り組みます。また、本プログラムにおいて過去に終了したプロジェクトや RISTEX における他の領域/プログラムで採択されているプロジェクト等との知見の共有や協働を促すこともあります。

採択されたすべてのプロジェクトには、これらの「共創」の取り組みへの参画を求めます。このような点において、本研究開発プログラムは一般的な補助金制度による助成とは異なりますので、ご理解の上でご応募ください。これは、個々の研究開発活動に大きな負荷をかけるものではありません。柔軟なプログラム運営によって、研究開発の円滑化、効率化を図るとともに、採択したプロジェクト間の相互作用を促進する交流・連携の場やネットワーク形成など、一般的な個々の研究開発プロジェクトでは得られない機会を提供します。

Ⅲ. 研究開発プログラムの概要と募集の枠組み

1. プログラムの目標

「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業」(SciREX 事業)の方針に基づき³、JST 社会技術研究開発センター (RISTEX) では、公募型研究開発プログラム「科学技術イノベーション政策のための科学 研究開発プログラム」を推進します。客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、重点課題に基づき、新たな指標や手法等の開発や制度設計のための研究開発を公募により推進します。本プログラムの実施を通じて、政策形成の実践に将来的につながりうる、新たな発想に基づく研究開発成果の創出を目指します。

プログラムの実施に当たっては、個々の研究開発プロジェクトを通じて重点課題の推進に資すること、公募を通じて「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資することを目標とします。

2. 平成29年度における募集の枠組み

2-1. 対象とする研究開発

以下の枠組みにおける研究開発提案を募集します。

(「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」(7～11 ページ)、
「Ⅳ-3. 選考にあたっての評価項目」(18～19 ページ) もご確認ください。)

- ① 国や地方公共団体の政策形成プロセス、および大学・シンクタンク・企業・NPO・市民など幅広い主体における政策形成に関わる取り組みなど、いずれでも構いませんが、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策形成の実践に将来的につながりうる研究開発を対象とします。政策形成に資するエビデンスの創出やその利活用のあり方を考える上で有意義であり、特に、政策のための科学としての新たな発想に基づく指標や手法の開発、制度設計に資する方法論の提案等、オリジナリティのある提案を求めます。
- ② SciREX 事業において文部科学省が定める「重点課題」に基づく政策形成の実践に将来的に資する研究開発を推奨します(次頁: SciREX 事業「重点課題 2016」の一覧参照)⁴。ただし、特定の事例や課題の解決に取り組むもので、科学技術イノベーション政策形成に資する成果としての汎用化を想定していない提案は、本

³ 詳細は、別紙1「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業 (SciREX 事業) 基本方針」(73～82 ページ)をご参照ください。

⁴ 詳細は、別紙2「重点課題について 2016」(83～90 ページ)をご参照ください。

公募では推奨されません。

- ③ 「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点からみて、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明確である提案を推奨します。
- ④ 研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、将来的に「誰に、何を」与えるのか（どのように寄与しうるのか）が構想されている提案を求めます。
（研究開発プロジェクトの活動として、政策実装まで組み込まれている必要はありません。）

参考：SciREX 事業「重点課題 2016」の一覧

A. 科学技術イノベーション政策の実効性の確保と基盤強化

- 重点課題A-① 政策のインパクト評価
（重点取組分野：政策の経済的影響の分析に関する手法・指標の開発）
- 重点課題A-② 政策マネジメントシステム
（重点取組分野：政策のPDCAの確立のための指標・手法開発）
- 重点課題A-③ パブリックセクターにおけるイノベーションシステム
（重点取組分野：パブリックセクターの機能強化のための制度設計）
- 重点課題A-④ 国家的課題への迅速・戦略的な対応
（重点取組分野：国家的課題に対応した政策シナリオ等の作成手法の開発）
- 重点課題A-⑤ 政策形成プロセスの改善
（重点取組分野：共創的な政策形成プロセスの構築に向けた手法開発）

B. 政策の柱（個別政策課題）への対応

- 重点課題B-① 超スマート社会と科学技術イノベーション政策
（重点取組分野：先端技術の研究開発実施と社会実装に向けた制度設計）
- 重点課題B-② 少子高齢化社会と科学技術イノベーション政策
（重点取組分野：少子高齢化社会に向けた医療・健康ビッグデータの利活用手法の開発）
- 重点課題B-③ 地方創生と科学技術イノベーション政策
（重点取組分野：地域イノベーション政策の政策形成立案支援ツール手法開発）
- 重点課題B-④ オープンイノベーション政策と産学連携
（重点取組分野：大学・研究機関における産学連携の役割等に関する制度設計）

2-2. 研究開発期間・規模

◇ 研究開発実施期間

3年以内

研究開発の提案内容・計画および採択方針に応じて調整します。

◇ 研究開発費

1 課題 5 百万円未満／年（直接経費）⁵

研究開発費については、プロジェクトの進捗等に応じて適宜、適正化を図ります。

◇ 採択予定件数

4 件程度

応募提案の内容・状況により、採択件数を調整します。

3. 提案および研究開発実施にあたっての留意事項

本プログラムでは、プログラム総括およびプログラムアドバイザーが研究開発の進捗状況や成果を把握し、研究代表者らと一体となってプログラム目標の達成に向けた活動を行う、ハンズオン型のマネジメントを実施します。また、SciREX 事業の一環として実施する研究開発プログラムであり、関係機関等との連携のもとに推進します。以下に記載する本プログラムの推進方法および「V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法」（20～26 ページ）について了解した上で提案してください。

3-1. 研究開発プログラムのマネジメント

RISTEX は、以下のような体制および方法で本研究開発プログラムを運営します。

- ① プログラム運営の責任者としてプログラム総括を置き、全体マネジメントを行う。
- ② 総括に対し専門的助言を行うプログラムアドバイザーを置く。
- ③ 総括、アドバイザー、事務局が一体となり、研究開発プロジェクトの募集・選考を実施するとともに、効果的なプログラム運営に必要な会議や取り組み（研究開発への助言、サイトビジットの実施等）を行う。
- ④ 総括は、必要に応じて、研究開発費の調整や研究開発プロジェクトの再編、統廃合を含む見直しを行う。
- ⑤ プログラムの運営にあたっては、社会の状況や国際的な動向にも留意しつつ、SciREX の事業方針や進捗状況に応じて、公募採択方針における重点化や変更も含め、柔軟に対応していく。
- ⑥ プログラムの運営においては、特に、採択したプロジェクト間の交流や連携、相互作用を促進する各種企画、研究開発プロジェクトを横断・俯瞰する内外関係者との議論の場の設定（プログラムサロン等）を積極的に行う。また、研究開発成

⁵ JST は、委託研究契約に基づき、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限に間接経費を委託研究費として研究機関に支払います。詳細は「V-7. 研究開発費」（24～25 ページ）をご覧ください。

果のアウトリーチ活動（成果報告会や Web 等での情報発信等）も実施する。

以上のマネジメントに際して、SciREX 事業の中での本プログラムの役割・位置付け等を踏まえ、関係機関との連携のもとに進める。

3-2. 研究開発プログラムおよび研究開発プロジェクトの評価

RISTEX は、研究開発プログラムおよびプロジェクトを対象とした評価を行います。

(1) 研究開発プログラムの評価

SciREX 事業の基本方針に基づき、今後適切な時期に実施される事業全体についての評価にあわせて、研究開発プログラムの評価を実施する。

(2) 研究開発プロジェクトの評価

- ・応募提案は、総括がアドバイザー等の協力を得て選考を行う。その選考結果に基づいて、RISTEX は実施するプロジェクトを選定する（事前評価）。
- ・全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了後に、総括がアドバイザー等の協力を得て、事後評価を実施する。
- ・全ての研究開発プロジェクトについて、研究開発実施終了から一定期間後に、追跡調査を行う。

3-3. その他留意事項

- ① 得られた研究開発成果を現実の政策形成プロセスにおいて積極的に活用していくことを目指す SciREX 事業においては、社会や行政からのニーズを適時的確に事業の設計・運営に反映させるとともに、重点課題に基づく研究開発の推進にあたって、政策当局をはじめとした関係者との緊密な連携を図っていくことが重要と考えています。本研究開発プログラムにおいても、SciREX 事業の他のプログラムや関係機関との連携のもと、採択された各研究開発プロジェクトの進捗や状況に応じた適切な段階での政策担当者等との協働、プログラム全体の成果の集約・構造化および発信の取り組みへの参画が求められています。
- ② 日本における科学技術イノベーション政策のための科学に関する研究分野は、諸外国に比して研究者の層が十分に厚いとは言えない状況にあります。研究開発プロジェクトの公募やネットワーク構築の取り組み等により、関連する学際的研究体制において研究者の層を広げていくことが重要と考えます。このため、若手の登用や、新分野からのチャレンジなどの新規参入拡大に積極的に取り組みます。
- ③ 研究開発成果は社会の共有資産として、国の行政機関での利用をはじめとして、地方公共団体、教育研究機関、メディア等多様な主体において利用されることが期待されています。このため、特に研究開発の過程でデータ類を作製する場合に

は、研究開発実施期間または終了後に、それらデータが SciREX 事業の「データ・情報基盤」等において集約されることが想定されています。

- ④ 文部科学省が定めた SciREX 事業の重点課題については、SciREX 事業の各拠点・関係機関間の一層の連携強化と政策形成の実践のための研究開発推進が求められます。ただし、新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資する本研究開発プログラムにおいて、重点課題に基づく SciREX センタープロジェクトおよび拠点間連携プロジェクトの実施に直接的に関わる者は、本プログラムの募集・選考の対象外となることがあります。



参考：SciREX 事業の構成と実施機関

IV. 選考および採択

1. 選考のプロセス

提案書に基づく書類選考（一次・二次）と、二次選考通過者に対する面接選考を行います。「IV-3. 選考にあたっての評価項目」（18～19 ページ）等を基に総合的に判断します。

- (1) 一次選考： 指定の様式（「IX. 提案書の記載要領」（69～72 ページ））によるコンセプト提案を受け付け、評価者による書類選考を行います。その結果、一次選考通過となった提案者には、二次選考用の提案書様式等についてお知らせします。
- (2) 二次選考： 二次選考用の提案書に基づく書類選考の結果、面接選考の対象となった提案者には、面接選考の要領、日程、および追加で提出を求める資料等についてお知らせします。
- (3) 面接選考： 面接選考では、提案者（研究代表者）にプロジェクトの構想を説明していただきます。

※ 書類選考および面接選考の結果については、採否にかかわらず、提案者に通知いたします。

※ 選考日程は、「I-2. 選考スケジュール」（1 ページ）を参照してください。日程の詳細、変更等がある場合は、RISTEX の提案募集ホームページにて随時お知らせします。

2. 選考体制

選考は、総括がアドバイザー等の協力を得て行います。その結果に基づいて、JST は研究代表者およびその実施するプロジェクトを選定いたします。選考過程においては、必要に応じて外部レビュアーの協力を得ることがあります。

- (1) 公正で透明な選考を行う観点から、JST の規定に基づき、下記に示す利害関係者は選考に加わらないようにしています。
 - a. 提案者と親族関係にある者。
 - b. 提案者と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者。
 - c. 提案者と緊密な共同研究を行う者。
 （例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは提案者のプロジェクト提案の中での研究分担者など、提案者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）
 - d. 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - e. 提案者の研究課題と直接的な競争関係にある者。
 - f. その他 JST が利害関係者と判断した場合。

(2) 選考に係わったアドバイザー等の氏名は、採択する提案の発表時に公表します。

3. 選考にあたっての評価項目

選考に際しては、客観的根拠に基づく政策形成プロセスの実現に対するインパクトや本研究開発プログラムの目標達成にむけた必要性、テーマ間のバランスを含め、総合的に検討した上で判断し、採択提案を決定します。

以下に、特に重視している項目を挙げます。(あわせて、「Ⅱ. 募集・選考にあたってのプログラム総括の考え方」(7~11 ページ)、「Ⅲ-2. 平成 29 年度における募集の枠組み」(12~14 ページ)をご確認ください。)

〈研究開発構想〉

- ① 客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与する研究開発構想としての新規性、独創性がある
- ② 関連する国内外の研究開発や SciREX 事業における研究開発など、類似の取組の動向を整理したうえで研究開発プロジェクトの意義が述べられ、オリジナリティのある提案となっている

〈創出しようとする成果〉

- ③ SciREX 事業「重点課題 2016」との関係性が明らかにされている
- ④ 「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンが明らかにされている
- ⑤ 提案する研究開発プロジェクトを通じて創出しようとする成果が、最終的に「誰に、何を」与えるのか(どのように寄与しうるのか)が構想されている

〈計画〉

- ⑥ 成果の創出に向けて必要な方法論や研究体制が検討され、目標の達成に向けて妥当な研究開発計画となっている
- ⑦ プロジェクトの目標の達成に向けて、スケジュール(マイルストーンや PDCA 等のプロセス)が適切に設定されている

〈研究費の妥当性〉

- ⑧ 提案する研究開発プロジェクト構想に対して、その予算規模や期間が適切である

〈提案者(研究代表者)〉

- ⑨ 提案者(研究代表者)が計画を推進する上で熱意と責任をもって研究開発を遂行できる

※その他の加点要素として、下記の点についても評価の対象とします。

- ⑩ 国際的な視点から、国内外の研究動向の中に提案される研究開発プロジェクトを位置づけた上で、国際的にも有意義な成果の発信が期待できる
- ⑪ 新規参入等コミュニティの拡大や人材育成（若手研究者の参加・活躍等）が期待できる

※提案書の各様式に不備がある場合には、審査対象とならない可能性があります。

※研究開発費の「不合理な重複」ないし「過度の集中」にあたるかどうかは選考の要素となります。詳しくは、「IV-3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置」（29～32 ページ）を参照してください。

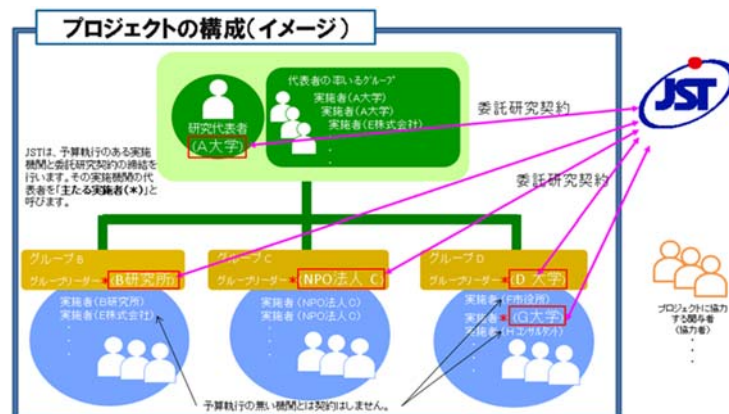
V. 社会技術研究開発における研究開発の推進方法

1. 実施計画

- (1) 採択後、研究代表者は、プロジェクトの実施期間を通じた「全体研究開発計画書」を、また、年度毎に「年次研究開発計画書」を作成します。研究開発計画には、研究開発費や研究開発実施体制が含まれます。
 - (2) 研究開発計画（全体研究開発計画書および年次研究開発計画書）は、プログラム総括の承認を経て決定します。プログラム総括はプログラムアドバイザーの助言を踏まえ、研究代表者との意見交換、日常のプロジェクトの進捗把握、サイトビジット等の現地調査、研究開発計画に対する助言や調整、必要に応じて研究代表者に対する指示を行います。
 - (3) プログラム総括は、本プログラム全体の目的達成等のため、プロジェクトの計画の決定にあたって、プロジェクト間の調整を行う場合があります。
- ※研究開発計画で定める研究実施体制および研究開発費は、プログラム総括によるプログラムのマネジメント、本事業全体の予算状況等に応じ、研究開発期間の途中で見直されることがあります。

2. 実施体制

- (1) 研究代表者を中心として研究開発活動を進めます。研究代表者は、構想を実現するために、必要に応じて、問題解決に取り組む人々と研究代表者とが協働するチームを編成し研究開発を実施します。
- (2) プロジェクトには、研究代表者の所属する機関の実施者のみならず、他の機関に所属する実施者を含めることも可能です。
- (3) JSTは、研究代表者や他の主たる実施者の所属する機関等と委託研究契約を締結します（主たる実施者とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します）。
- (4) 研究開発推進上の必要性に応じて、新たに実施者（あるいはその補助者等）を研究開発費の範囲内で雇用し、プロジェクトに参加させることが可能です。



3. 実施拠点

実施者の所属する機関を拠点として実施することを原則とします。

4. 委託研究契約

- (1) 採択後、原則として JST は研究代表者および主たる実施者の所属する機関との間で委託研究契約を締結します。
- (2) 実施機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該実施機関では研究開発が実施できないことがあります。詳しくは、本章「6. 実施機関の責務等」（23～24 ページ）を参照してください。
- (3) 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を実施機関が遵守すること等を条件として、原則として実施機関に帰属します。ただし、海外の実施機関に対しては適用されません。

（補足）委託事業と補助事業の違い

本事業は JST が機関と委託研究契約を締結することにより実施する「委託事業」です。「委託事業」とは、本来、国等（本事業においては JST）が行うべき事業について、国等が自ら実施するよりも大学・企業等他の主体が実施した方がより大きな効果が得られると思われる場合に、契約により他の主体に実施を委ねることです。この場合、受託者は委託研究契約および委託研究契約事務処理説明書に基づき受託業務を適正に実施する義務があり、委託者はその実施状況を確認します。

これに対し「補助事業」とは、本来大学・企業等が実施している事業について、一定の公共性が認められる場合に申請に基づき国等がその経費の一部を負担するものです。この場合、補助金の交付を受けた側が主体的に事業を実施します。

5. 研究代表者および主たる実施者の責務

- (1) 研究代表者や主たる実施者は、JST の研究開発費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、公正かつ効率的に執行する責務があります。
- (2) 研究代表者や主たる実施者には、提案したプロジェクトが採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次に掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。
 - a. 募集要項等の要件を遵守する。
 - b. 研究（開発）上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）や不正使用等を行わない。
 - c. 研究（開発）上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を受講し修

了するとともに、参画する実施者等に対しても履修修了義務について周知し、内容を理解してもらうことを約束する。

なお、上記 c.項の研究倫理教材の修了がなされない場合には、修了が確認されるまでの期間、研究開発費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

- (3) 研究代表者および実施者は、研究上の不正行為（捏造、改ざんおよび盗用）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（CITI Japan e-ラーニングプログラム）を修了する必要があります。

- (4) プロジェクトの推進および管理等

研究代表者には、自らのプロジェクトの推進上必要なマネジメントや成果等について、全体の責任を負っていただきます。プロジェクト内の役割分担や責任体制を明確にした上で、プロジェクトの着実な推進や統一的な成果の取りまとめに向けて、主導的役割を果たすとともに、JST（プログラム総括を含む）に対する所要の計画書や報告書等の提出、評価等への対応など行っていただきます。また、プログラム総括が随時求める研究開発の進捗に関する報告などにも対応していただきます。

- (5) 研究開発費の管理

研究代表者には、プロジェクト全体の研究開発費の管理（支出計画と進捗等）を実施機関とともに適切に行っていただきます。また同様に主たる実施者にも、自身の研究開発グループの研究開発費の管理を実施機関とともに適切に行っていただきます。

- (6) プロジェクトで雇用される実施者への配慮について

実施者、特に研究開発費で雇用する実施者の研究開発の環境や勤務環境・条件に配慮してください。

- (7) 領域活動への参画

領域目標の達成に向けて、領域活動（合宿やシンポジウムを含むイベント）やプロジェクト横断型の取り組みへ積極的に参加していただきます。

- (8) 研究開発成果のアウトリーチ活動について

国費による研究開発であることから、国内外での研究開発成果の発表を積極的に行ってください。プロジェクトの実施に伴い、得られた成果を新聞・雑誌での著作、論文等で発表する場合は、戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）の成果である旨の記述を行ってください。併せて、JST が国内外で主催や後援するワークショップやシンポジウムに参加し、成果を発表してください。

また、RISTEX の構築する「社会の問題解決に取り組む関与者と研究者が協働するための人的ネットワーク」に参画いただき、情報の発信・共有、ワークショップやシンポジウムの企画・開催等にご協力いただきます。

- (9) JST と実施機関との間の契約および JST の諸規定等に従っていただきます。

- (10) 本事業の評価、JST による経理の調査、国の会計検査、その他監査等に対応していただきます。

- (11) 研究開発プログラムの評価やプロジェクトの終了後一定期間を経過した後に行われる追跡調査に際して、情報提供やインタビュー等への対応をお願いします。

6. 実施機関の責務等

実施機関は、研究開発を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究開発を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- (1) 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、委託研究契約書⁶、委託研究契約事務処理説明書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適正に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- (2) 実施機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日 文部科学大臣決定/平成 26 年 2 月 18 日改正）」に基づき、実施機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、実施機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI-6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（34～35 ページ））
http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm
- (3) 実施機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」に基づき、実施機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、実施機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（VI-6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（34～35 ページ））
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm
- (4) 実施機関は、研究開発実施者に対して、上記記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を修了させる義務があります。
- (5) 実施機関は、研究開発費の執行にあたって、柔軟性に配慮しつつ、実施機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める委託研究契約事務処理説明書等により、本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります（科学研究費補助金を受給している実施機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、実施機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です）。
- (6) 実施機関は、委託研究の実施に伴い発生する知的財産権が実施機関に帰属する旨の契約を研究開発実施者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規定を整備する必

⁶ 最新の委託研究契約書の雛型については、以下の URL をご参照ください。
<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

要があります。特に実施機関と雇用関係のない学生が研究開発実施者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究開発の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が実施機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権等の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- (7) 実施機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- (8) 実施機関は、事務管理体制および財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究開発費の縮減等の措置に従う必要があります。
- (9) 実施機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該機関が委託研究契約を締結するに当たっては、実施機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。
- (10) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取り組みの一環として、JST は、新規採択の研究開発プロジェクトに参画し、かつ実施機関に所属する実施者に対して、研究倫理に関する教材の履修および修了を義務付けることとしました（受講等に必要な手続き等は JST で行います）。実施機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。これに伴い JST は、当該実施者が JST の督促にもかかわらず定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を実施機関に指示します。指示に従って研究開発費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究開発費の執行を再開しないでください。
- (11) 研究開発の適切な実施や研究開発成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。

7. 研究開発費

JST は委託研究契約に基づき、研究開発費（直接経費）に間接経費（直接経費の 30 % が上限）を加え、委託研究費として実施機関に支払います。

(1) 研究開発費（直接経費）

研究開発費（直接経費）とは、プロジェクトの実施に直接必要な経費であり、以下の用途に支出することができます。

	項目	支出対象および留意点
直接経費	物品費	新たに設備（※）・備品・消耗品等を購入するための経費
	旅費	研究代表者・主たる実施者や研究計画書記載の実施者等の旅費、当該研究の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
	人件費・謝金	人件費：実施者（研究代表者・主たる実施者を除く）の人件費 謝金：講演依頼謝金等
	その他	研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等

※以下の経費は研究開発費（直接経費）として支出できません。

- ・本プロジェクトの目的に合致しないもの
- ・間接経費による支出が適当と考えられるもの

※JST では、委託研究契約書や委託研究契約事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは JST ホームページ（<http://www.jst.go.jp/contract/index2.html>）に掲載されている「委託研究契約事務処理説明書」をご覧ください。

（2）間接経費

間接経費とは、研究開発の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究開発費（直接経費）の 30% を上限として措置されます。実施機関は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ/平成 26 年 5 月 29 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する必要があります。

（3）複数年契約と繰越制度

JST では、研究成果の最大化に向けた研究開発費のより効果的・効率的な使用および不正防止の観点から、委託研究費の繰越や年度を跨る調達契約等が可能となるよう委託研究契約を複数年契約としています。

なお、繰越制度に関しては、大学等と企業等とで取扱いが異なるほか、実施機関の事務管理体制等により複数年契約および繰越が認められない場合があります。

（4）府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1311601.htm

8. 海外の機関に所属する方が主たる実施者として参加する場合

次の条件を満たす場合に、海外の実施機関に所属している方が海外の機関を拠点に実施者としてプロジェクトに参加することが可能です（研究代表者は、国内の研究機関に所属することが求められます。「I-6. 応募の要件等」（4～5 ページ）を参照してください）。これらの責務が果たせない実施機関における研究開発の実施は認められませんので、応募に際しては、研究開発の実施を予定している実施機関の事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究代表者の構想を実現する上で必要不可欠と判断され、海外の機関でなければ実施が困難（不可能）であること。
 なお、希望される場合は、提案書に海外での実施が必要な理由を記載してください。
- b. 実施機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません（間接経費は直接経費の 30%以内となります）。また、研究契約書、研究開発計画書に従って研究開発を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該実施機関での研究開発が適切に実施されないと判断される場合には、当該実施機関における研究開発の実施は認められません。
- c. 実施機関は、研究契約および JST が別に指針等を指定する場合は当該指針等に基づき、実施機関の責任において適切に研究開発費の支出・管理等を行うとともに、研究開発費の支出内容を表す経費明細（国内機関の場合の収支簿に相当）を英文で作成して提出する義務があります。また、実施機関は、契約期間中であっても JST の求めに応じて執行状況等に係る各種調査に対応する必要があります。
- d. 実施機関は、研究開発の実施に伴い発生する知的財産権を JST へ無償譲渡する必要があります（海外機関に対しては、産業技術力強化法第 19 条（日本版バイ・ドール条項）適用されません）。

※経済産業省が公表している「外国ユーザーリスト⁷」に掲載されている機関など、安全保障貿易管理の観点から、JST が研究契約を締結すべきでないとは判断する場合があります。

⁷ 経済産業省は、貨物や技術が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合を示すため「外国ユーザーリスト」を公表しています。 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>

VI. 応募に際しての注意事項

※本章の一部は、競争的資金・公的研究費の公募要領で示すべきとされる共通的な注意事項について、一般的な用語を用いて記載しています。文中で使用される「研究」、「研究者」、「研究課題」、「研究機関」には、それぞれ本事業における「研究開発」、「研究開発実施者」、「研究開発プロジェクト」、「実施機関」が含まれるものとしてお読みください。

- 本章の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、並びに事実の公表の措置を取ることがあります。
- 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください（主たる実施者については、申請時の受講・修了は必須とはしません）。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の(1)～(2)のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は 63 ページをご覧ください。

- (1) 所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e-ラーニングや研修会等の各種研究倫理教育に関するプログラム (CITI Japan e-ラーニングプログラムを含む) を申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
- (2) 所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）
 - a. 過去に JST の事業等において CITI Japan e-ラーニングプログラムを修了している場合

JST の事業等において、CITI Japan e-ラーニングプログラムを申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
 - b. 過去に JST に応募する際に CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講、終了している場合

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることを申告してください。
 - c. 上記 a、b 以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていない等、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じ

て CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講することができます。受講にあたっては、下記 URL から受講登録を行ってください。

<https://edu.citiprogram.jp/jstshinsei.html>

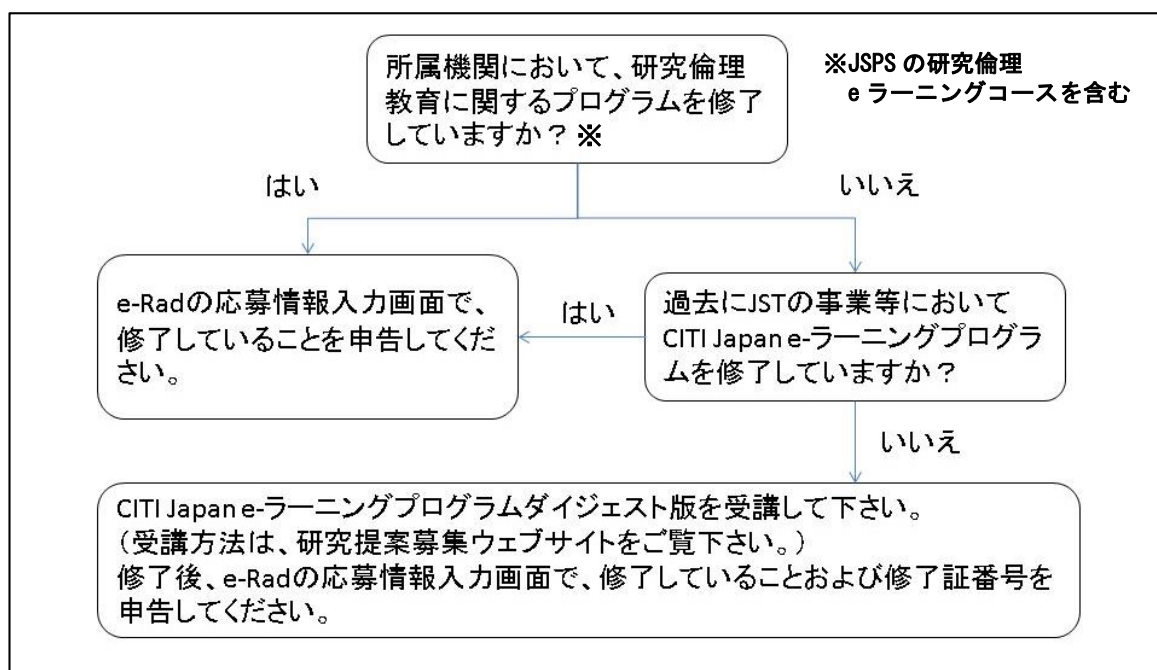
受講登録および受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。受講登録後速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していることおよび修了証に記載されている修了証番号（修了年月日の右隣にある Ref #）を申告してください。

■ 研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : ken_kan@jst.go.jp

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、参画する実施者等に対して、「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の指定 7 単元を受講・修了していただくことを義務づけております。平成 29 年度においても同様の対応を予定しておりますので、採択の場合は、原則として全ての実施者に受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に CITI Japan e-ラーニングプログラムの JST 指定の 7 単元を修了している場合を除きます）。

2. 提案書記載事項等の情報の取り扱い

○ 提案書の取扱い

提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

○ 採択された課題に関する情報の取扱い

採択された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。研究課題の採択にあたり、研究者の氏名、所属、研究課題名、および研究課題要旨を公表する予定です。また、採択課題の研究提案書は、採択後の研究推進のためにJSTが使用することがあります。

○ 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）からの内閣府への情報提供等

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Radに登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Radでの登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的資金に係る間接経費執行実績情報について、e-Radでの入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。

3. 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○ 「不合理な重複」に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう）に対して、国又は独立行政法人（国立研究開発法人含む）の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の減額（以下、「採択の決定の取消し等」という）を行うことがあります。

・実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複

数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準じる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに募集担当（boshu@jst.go.jp）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○「過度の集中」に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間⁸に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業の応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに募集担当（boshu@jst.go.jp）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、所定の様式に従ってその内容（応募・受入状況（制度名）、課題名、実施期間、予算額、エフォート等）を申告していただき

⁸ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

ます。

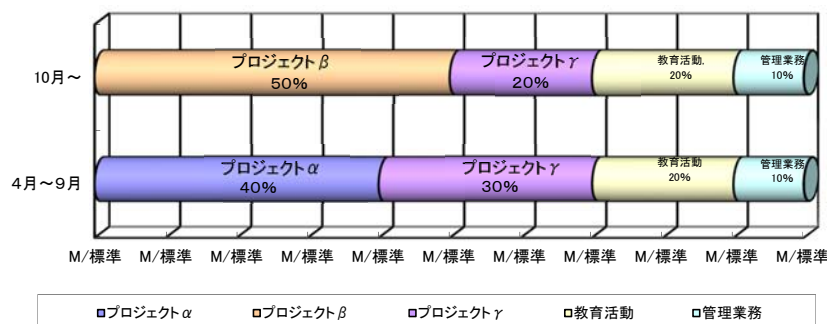
これらの研究提案内容やエフォート(研究充当率)等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案の不採択、採択取り消し、又は研究費の減額配分とすることがあります。また、これらの情報に関して、事実と異なる記載をした場合も、研究提案の不採択、採択取り消し又は研究費の減額配分とすることがあります。

- 上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人（国立研究開発法人含む）が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本事業に応募することはできません。

<エフォートの定義について>

- ・エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- ・研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合」を記載していただくことになります。
- ・なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- ・したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

4. 研究費の不正使用および不正受給に関する措置

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という）が認められた場合以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託研究契約の解除・変更を行い、委託費等の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加⁹の制限等の措置

⁹ 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者または共同研究者等として参加することを指します。

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下、「不正使用等を行った研究者」という））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者¹⁰に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請および参加の制限措置をとります。

また、他府省および他府省所管の独立行政法人等を含む他の競争的資金制度等¹¹の担当に、当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金制度において申請および参加が制限される場合があります。

不正使用及び不正受給への関与による区分	研究費の不正使用の程度		相当と認められる期間
不正使用を行った研究者及び共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1)以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
不正使用に関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）

(iii) 不正事案の公表

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した

¹⁰ 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

¹¹ 現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。

研究者のうち、本事業への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、文部科学省においても原則公表されます。また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

5. 他の競争的資金制度で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国または独立行政法人が所管している他の競争的資金制度等¹²において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加を制限します。

6. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

○ ガイドラインに基づく体制整備等について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 26 年 2 月 18 日改正）¹³の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、上記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いいたします。上記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置が行われることがあります。

○ ガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」について

本事業の契約にあたり、各研究機関¹⁴においては、標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という）を提出する必要があります（チェックリストの提出がない場合、研究実施は認められません）。

¹² 現在、具体的に対象となる制度については次の URL をご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin28_seido_ichiran.pdf

その他、平成 28 年度以前に終了した制度および平成 29 年度に公募を開始する制度も含まれます。

¹³ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブサイトをご参照ください。 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

¹⁴ 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託研究契約締結日までに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。なお、平成 28 年 4 月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

7. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

○ガイドラインに基づく体制整備について

研究機関は、本制度への応募および研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」¹⁵という）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関における体制整備について不備を認める場合、当該機関に対し、全競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

○ガイドラインに基づく取り組み状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約にあたり、各研究機関¹⁶は、『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という）を提出することが必要です（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません）。

このため、下記ホームページの様式に基づいて、委託契約締結日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されてい

¹⁵ 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインについては、以下のホームページを参照ください。
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

¹⁶ 研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる実施者が所属する研究機関も対象となります。

ることが必要です。ただし、平成 29 年 4 月以降、別途の機会にて研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※チェックリストの提出にあたっては、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

○ガイドラインに基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費等の全部または一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等（以下「文部科学省関連の競争的資金制度等」という）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人等が配分する競争的資金制度（以下「他府省関連の競争的資金制度」という）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争的資金制度において、同様に、申請及び参加が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間（不正が認定された年度の翌年度から ¹⁷⁾	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1および2を除く特定不正行為に関与した者		2～3年	
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(iii) 競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人および文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の不正行為により申請および参加資格の制限が行われた研究者については、その期間、本事業への申請および参加資格を制限します。

¹⁷ 特定不正行為が認定された当該年度についても、参加を制限します。

(iv) 不正事案の公表

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の概要（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の内容、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

8. 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者および個人研究者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

9. 人権の保護および法令等の遵守への対応について

研究構想を実施するにあたって、相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究等法令等に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会の承認を得る等必要な手続きを行ってください。また、海外における実地の研究活動や海外研究機関との共同研究を行う際には、関連する国の法令等を事前に確認し、遵守してください。

特に、ライフサイエンスに関する研究について、各府省が定める法令等の主なものは以下のとおりです（改正されている場合がありますので、最新版をご確認ください）。このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、ご留意ください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

- ・ ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- ・ 特定胚の取扱いに関する指針（平成 13 年文部科学省告示第 173 号）
- ・ ヒトES細胞の樹立および分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ・ ヒトES細胞の使用に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 157 号）
- ・ ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 13 年文部科学省・厚生労働省・経済産

業省告示第 1 号)

- ・ 疫学研究に関する倫理指針 (平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 2 号)
- ・ 遺伝子治療臨床研究に関する指針 (平成 14 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)
- ・ 臨床研究に関する倫理指針 (平成 15 年厚生労働省告示第 255 号)
- ・ 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について (平成 10 年厚生科学審議会答申)
- ・ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 28 号)
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成 15 年法律第 97 号)
- ・ 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 (平成 26 年文部科学省・厚生労働省告示第 3 号)
- ・ 遺伝資源へのアクセスや利益配分に係る各国の法律

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記ホームページ (ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」) をご参照ください。 <http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

研究開発等の計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究開発又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

10. 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

- 研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団等、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。
- 日本では、外国為替および外国貿易法 (昭和 24 年法律第 228 号) (以下「外為法」という) に基づき輸出規制 (※) が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出 (提供) しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値

制御工作機械等ある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と
②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

- 物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品等の技術情報を、紙・電子メール・CD・USBメモリ等の記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練等を通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援等も含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

- 経済産業省等のホームページで安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下をご参照ください。
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
 - ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
 - ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
 - ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

11. 公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりには自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

科学技術振興機構（JST）は、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JST は研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JST は誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JST は研究不正に厳正に対処します。
4. JST は関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

JST の研究倫理の取り組みはこちらをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/researchintegrity/index.html>

12. ダイバーシティの推進について

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。詳しくは JST ダイバーシティの取り組み（<http://www.jst.go.jp/diversity/index.html>）をご覧ください。

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討していきます。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構
理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めます。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の応募を歓迎いたします。

みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構
副理事 人財部ダイバーシティ推進室長 渡辺美代子

13. 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」（平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会）において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm

14. 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣、総合科学技術会議有識者議員）を踏まえ、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組み、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

（参考）『国民との科学・技術対話』の方針について（基本的取組方針）」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

15. オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29

年4月に発表しました。本方針では、研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。JSTの研究開発実施事業に参加する研究者は、本方針に沿って適切に研究成果を取り扱っていただきます。詳しくは以下のホームページをご参照ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/index.html>

16. 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap（旧称 ReaD&Researchmap <http://researchmap.jp/>）は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、ご協力をお願いします。

17. 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成27年11月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下、機器共用システムという）を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入

について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成 27 年 3 月 31 日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

○「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

18. JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果について

- JST では基礎研究から産学連携制度他、多様な研究開発制度を実施しており、これまでに多くの研究開発成果が実用化されています。
- そのうち、研究開発基盤(研究開発プラットフォーム)の構築・発展を目指した JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。
- 研究開発を推進するにあたり、新たに検討される研究開発ツールがございましたらご参照いただければ幸いです。

詳しくは 先端計測ホームページ (<http://www.jst.go.jp/sentan/>) をご参照ください。

研究成果展開事業
【先端計測分析技術・機器開発プログラム】

文字サイズ変更 大 中 小
サイト内検索 [検索]

プログラムの概要 | 状況課題 | **開発成果DB** | 開発成果の活用・普及促進 | 公事案内 | 評価結果

JSTトップ > 先端計測分析技術・機器開発プログラム

事業紹介
▶ 事業紹介パンフレット (PDF(5.8MB))
▶ 事業紹介リーフレット (PDF(1.5MB))

開発成果の活用・普及促進
▶ 実施している課題HPリンク一覧

要素技術タイプ
機器開発タイプ
実証・実用化タイプ
開発成果の活用・普及促進

本プログラムは、最先端の研究やものづくり現場でのニーズに応えるため、将来の創造的・独創的な研究開発に資する先端計測分析技術・機器及びその周辺システムの研究開発を推進します。

開発成果のご案内
開発成果 pick up
高速デジタル Vision

研究成果展開事業
先端計測分析技術・機器開発プログラム

開発成果DB | 成果集PDF |

先端計測HOME > 開発成果データベース

クイック検索(新しい検索)

詳細検索

開発課題名で検索:
チームリーダー名で検索:
メーカー名で検索:
分野で検索: ライフ計測 材料計測 機械計測 放射線計測
製品化している: 製品化している 製品化していない

この条件で検索

開発成果の一覧 [各巻録](#)

成果名	開発課題名	分野	製品
放射線分析用高精度圧電素子の開発	放射線環境汚染物質の開発	放射線計測	
超精密流体抽出/超精密流体クロマトグラフシステム Nexera UC	質量分析用超精密流体抽出分離装置の開発	ライフ計測	
放射線分析用年長圧電素子(フレック状、低温型)	放射線環境汚染物質の開発	放射線計測	
高分解能定置型プローブ顕微鏡SPH-8000PH	大気中・液中で動作する原子分解能分析顕微鏡	材料計測	

成果ピックアップ
※製品化した成果をランダムに表示します
ASTROCAM 7000 OHS
放射線超応答角感度カメラ

この成果を詳しく見る

成果集 PDF
放射線計測領域 成果集
先端計測分析技術で高度な産業に貢献する
Contributing through Innovation
成果集2015
これまで開発してきた将来有望な成果を「成果集」として公開しています。最新の成果集はこちらをご覧ください。
(成果集2015)
TOPICS
製品化した成果について
先端計測分析技術・機器開発プログラムで製品化...詳しく見る

開発成果 成果集PDF
これまでの開発の成果がPDFでご覧いただけます。マウスオーバーすると詳細が表示されます。

成果集
成果集
成果集

実用化された研究開発ツールを検索できます。

Ⅶ. 提案公募 Q & A

○ 研究倫理教育に関するプログラムの受講について

(研究倫理教育に関するプログラムの内容について)

Q 所属機関において実施している研究倫理教育に関するプログラムはどのような内容でなければいけませんか。

A 研究倫理教育に関するプログラムは、各研究機関の責任において実施されるものであり、JST は教材の内容を指定しません。

(参考) 平成 27 年 4 月以降に適用される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) では、研究機関においては「研究倫理教育責任者」の設置等により体制整備を図り、機関として教育を実施することが求められ、また、配分機関には、研究倫理教育の受講を確認することとが求められています。

なお、上記ガイドラインで求められる内容は、いわゆる論文不正に関するものであり、たとえば、生命倫理や利益相反等に関するものとは別の内容となります。

ご不明な点がございましたら、JST 研究公正課にお問い合わせください。

国立研究開発法人 科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課
E-mail : ken_kan@jst.go.jp

(プログラムの修了証明について)

Q 研究倫理教育に関するプログラムの修了を証明する書類を提出するの必要はありますか。

A 提案時には提出の必要はありません。

(プログラムの受講期限について)

Q 応募締切までに研究倫理教育に関するプログラムの受講が完了しません。応募締切後に受講を完了してもよいでしょうか。

A 研究倫理プログラムの受講完了が応募の必須条件となります。応募締切後の受講は認めませんのでご注意ください。

(修了証番号の申告について)

Q CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了しましたが、修了証番号はどのように確認すればよいですか。

A メインメニューの「修了レポート」をクリックすると修了証が表示されます。修了証に記載されている修了年月日の右隣にある Ref #が修了証番号です。



CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストのメインメニュー



修了証見本

Q 昨年度（または今年度）に、本事業（または JST の別制度）の提案にあたり、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェストを修了したが、もう一度受講・修了する必要がありますか。

A 受講する必要はありません。なお、その際に発行された修了証番号を e-Rad の「個別項目」タブで入力してください。（VIII-4-4-(3)-③を参照してください）。

(CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版の英語版について)

Q 機関の教育プログラムを履修していないため、CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を受講する予定ですが、母国語が日本語でない場合等、日本語の内容による受講が困難な場合はどのようにしたらよいでしょうか。

A CITI Japan e-ラーニングプログラムダイジェスト版を英語に翻訳したものがありますので、受講をお願いします。

○ その他

(提案者の要件)

Q 年齢制限はありますか。

A 特に年齢制限は設けておりませんが、研究期間を通じて国内の機関等にて研究を実施できる体制がとれることが求められます。

(重複応募)

Q JST の他の事業へ既に応募していますが、本領域への応募はできますか。

A 応募は可能です。ただし、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としてプロジェクト（課題）等への参加が複数となった場合には、研究者のエフォートに応じて研究開発費の減額や、実施するプロジェクトを1件選択していただく等の調整を行うことがあります。

(応募時の機関の承認)

Q 提案書申請時に所属機関の承認が必要ですか。

A 事前承認を確実に得てください。採択後には、JST は実施者の所属機関と委託研究契約を締結します。委託研究契約が締結できない場合は研究開発費を使用できませんのでご注意ください。「V-6. 実施機関の責務等」(20～26 ページ) も良くお読みください。正式な承諾書の提出は不要です。

(海外の機関での実施について)

Q 海外の機関でなければ実施が困難であるとの判断基準とはどのようなものですか。

A 海外での実施を必要とする場合としては、以下のような場合が想定されます。

- ① 必要な設備が日本になく、海外の機関にしか設置されていない。
- ② その実施機関でしか実施できない調査・研究がある。
- ③ 研究材料やデータがその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

(面接選考会)

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、面接選考の日程を変更することはできますか。

A 多くの評価者の日程を調整して決定しますので、日程の再調整はできません。ご了承ください。

(研究開発費の根拠について)

Q 提案書に、研究開発費の積算根拠を記載する必要がありますか。

A 必要ありません。面接選考の対象となった方には、機関毎の研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途していただく予定です。

(直接経費について)

Q 研究開発開始後、進捗等に応じて、予算の範囲内で使途の内訳を変更（例えば、当初物品費に計上していたものを旅費として支出する）（費目間流用）できますか。

A 一定の要件のもとで柔軟に費目間流用することができます。

・JST の確認を必要とせず流用が可能な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%（この額が 500 万円に満たない場合は 500 万円）を超えないとき

・JST（領域・プログラム総括）の確認が必要な要件

各費目における流用額が当該年度における直接経費総額の 50%および 500 万円を超えるときは JST（領域・プログラム総括）の事前承認が必要

(間接経費について)

Q 間接経費は、どのような使途に支出できるのですか。

A 間接経費は、本事業に採択されたプロジェクトに参加する実施者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当するための資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日日改正 競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ／平成 26 年 5 月 29 日改正）では、以下のように例示されています。

1) 管理部門に係る経費

- 管理施設・設備の整備、維持および運営経費
- 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費等

等

2) 研究部門に係る経費

- 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

- 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- 特許関連経費
- 研究棟の整備、維持および運営経費
- 実験動物管理施設の整備、維持および運営経費
- 研究者交流施設の整備、維持および運営経費
- 設備の整備、維持および運営経費
- ネットワークの整備、維持および運営経費
- 大型計算機(スパコンを含む)の整備、維持および運営経費
- 大型計算機棟の整備、維持および運営経費
- 図書館の整備、維持および運営経費
- ほ場の整備、維持および運営経費

等

3) その他の関連する事業部門に係る経費

- 研究成果展開事業に係る経費
- 広報事業に係る経費

等

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究開発管理システム (e-Rad) を通じて JST に報告することが必要となります。

(外注について)

Q ソフトウェアの作成等の業務を外部企業等へ外注することは可能ですか。

A プロジェクトを推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない「請負契約」によるものであることが前提です。研究開発要素が含まれる再委託は、原則として認められません。

(採択後の異動について)

Q 研究開発実施中に研究代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合も研究開発を継続できますか。

A 異動先において、当該研究開発が支障なく継続できるという条件で継続は可能です。

(再委託について)

Q JST と実施者が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。

(注)研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その研究代表者の所属機関と共同研究者の所属機関が契約を締結する形式のこと。

A 本事業では研究契約において「再委託」の形式はとっていません。JST は、研究代表者および主たる実施者が所属する研究機関と個別に研究契約を締結します。

Q 主たる実施者の定義を教えてください。グループリーダーとの違いを教えてください。

A 「主たる実施者」とは、実施者のうち、研究代表者と異なる機関に所属する実施者を代表する方を指します。一般的にはグループリーダーを兼ねる場合が多いですが、募集要項の「V-2. 実施体制」(20 ページ) の図中「実施者 (G 大学)」のとおり、研究開発の推進上、グループリーダーの所属機関以外であっても直接的に経費を執行する必要がある場合には、契約上、その機関を代表する実施者を 1 名「主たる実施者」として定める必要があります。

(年度末までの研究期間 (研究実施) の確保について)

Q 研究成果の報告書の提出はいつまでに行う必要がありますか。

A 年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下の対応としています。

- ・研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出することとし、JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行います。
- ・年度の研究成果報告書「実績報告書」の提出期限は、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。
- ・年度の会計実績報告「委託研究実績報告書 (兼収支決算報告書)」の提出期限を、翌事業年度の【5 月 31 日】とする。

※各研究機関は、上記対応が、年度末までの研究期間 (研究実施) の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

Ⅷ. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募に当たっての注意事項

研究提案の応募は、以下のとおり e-Rad (<http://www.e-rad.go.jp/>)¹⁸を通じて行います。特に以下の点にご留意ください。

- 提案者は、事前に研究機関および研究者の登録が必要です。
詳細は本章 4-1 をご参照ください。
- e-Rad への情報入力は、募集締切から数日以上余裕を持ってください。
e-Rad への情報入力には最低でも 60 分前後の時間がかかります。また、募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、入力作業に著しく時間を要する恐れがあります。募集締切の十分前に余裕を持って e-Rad への入力を始めてください。
- 入力情報は「一時保存」が可能です。
応募情報の入力を途中で中断し、一時保存することができます。詳細は本章「4-4. e-Rad への必要項目入力」の「■応募情報の一時保存・入力の再開について」または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」や「よくある質問と答え」(<http://faq.e-rad.go.jp/>) をご参照ください。
- 研究提案提出後でも「引戻し」が可能です。
募集締切前日までは、提案者自身で研究提案を引き戻し、再編集する事が可能です。詳細は本章「4-5. 研究提案の提出」の「■提出した応募情報の修正『引戻し』について」、または e-Rad ポータルサイト掲載の「研究者向けマニュアル」をご参照ください。
募集締切当日は「引戻し」を行わないでください。募集締切当日は、e-Rad システムが混雑し、引き戻し後の再編集に著しく時間を要する恐れがあります。

¹⁸ 各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。「e-Rad」とは、Research and Development(科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electric(電子)の頭文字を冠したものです。

2. e-Rad による応募方法の流れ

(1) 研究機関、研究者情報の登録

ログイン ID、パスワードをお持ちでない方は、実施機関の事務担当者による登録が必要です。※[詳細は 4-1](#)

↓

(2) 募集要項および提案書の様式の取得

e-Rad ポータルサイトで公開中の公募一覧を確認し、募集要項と提案書様式をダウンロードします。 ※[詳細は 4-2](#)

↓

(3) 提案書の作成（5MB 以内）※[詳細は 4-3](#)

↓

(4) e-Rad への応募情報入力

e-Rad に応募情報を入力します。作業時間は 60 分程度です。※[詳細は 4-4](#)

↓

(5) 研究開発提案の提出

提案書をアップロードし、提出します。 ※[詳細は 4-5](#)

3. e-Rad の操作方法、利用可能時間帯、問い合わせ先

3-1. e-Rad の操作方法

操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) から参照・ダウンロードすることができます。利用規約等に同意の上、応募してください。

※ 推奨動作環境 (<https://www.e-rad.go.jp/terms/requirement/index.html>) を、あらかじめご確認ください。

3-2. 問い合わせ先

制度・事業そのものに関する問い合わせは JST にて、e-Rad の一般的な操作方法に関する問い合わせは e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

本章および e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、お問い合わせください。

<p>制度・事業や 提出書類の作成・ 提出、手続き等に 関する問い合わせ</p>	<p>JST 社会技術 研究開発センター 企画運営室 (募集担当)</p>	<p><原則として電子メールでお願いします> E-mail : boshu@jst.go.jp [募集専用] Tel : 03-5214-0133 (受付 10:00~12:00・13:00~17:00/土曜日・日曜日・祝祭日を除く)</p>
<p>e-Rad の操作に 関する問い合わせ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>Tel : 0570-066-877 (ナビダイヤル) (受付 9:00~18:00/土曜日・日曜日・祝祭日、年末年始を除く) [直通はナビダイヤルをご利用になれない場合に限る] Tel : 03-6631-9595 (直通)</p>

- 本事業提案募集ホームページ
(http://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html)
- e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>)

3-3. e-Rad の利用可能時間帯

平日、休日ともに 0:00~24:00

※上記サービス時間内であっても、保守・点検を行う場合、運用を停止することがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

4. 具体的な操作方法と注意事項

4-1. 実施機関（研究機関）、実施者（研究者）情報の登録

e-Rad の使用にあたっては、応募時までに e-Rad に実施機関（研究機関）および研究者が登録されていることが必要となります。なお、一度登録が完了すれば他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再登録の必要はありませんし、またすでに他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

○実施機関（研究機関）の登録

研究機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表を決めていただき、事務代表者は e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって手続きをしてください。

○実施者（研究者）の登録

研究機関は、「戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）」の研究代表者として本プログラム等に応募する提案者の研究者情報を登録して、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

また研究代表者以外の主たる実施者は、応募の際には登録は不要ですが、採択時までは取得していただく必要があります。

詳細は、e-Rad ポータルサイト掲載の「システム利用に当たっての事前準備」、「よくある質問と答え」等を参照してください。

4-2. 募集要項および提案書の様式の取得

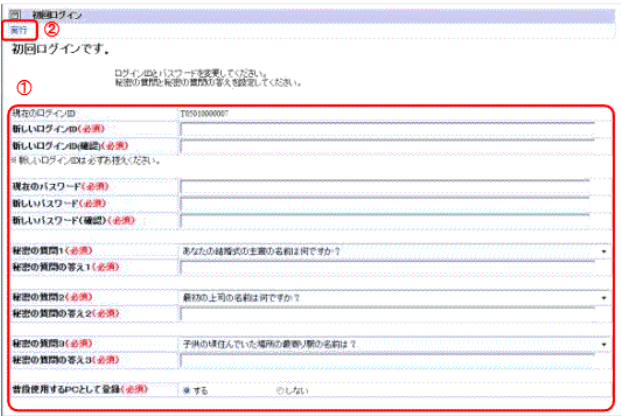
(1) ポータルサイトの「e-Rad へのログイン」をクリック。

(2) 提案者のログイン ID、パスワードでログイン。

※以降、ログインした実施者の情報が研究代表者の欄に自動的に表示されます。

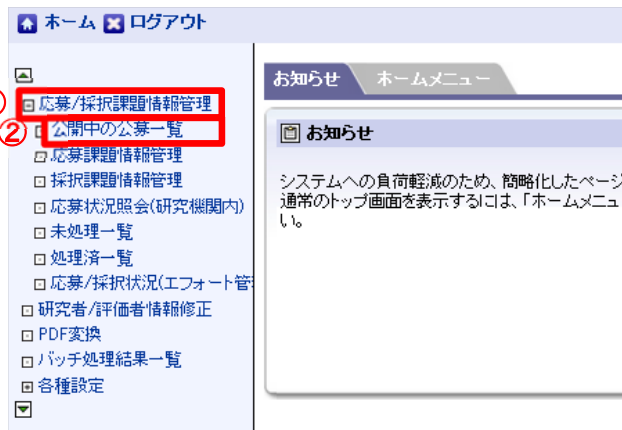


- 初回ログイン時、初回設定が求められます。
- 普段使用する PC 以外からログインすると、追加認証画面へ移動します。その際に設定した質問の回答を求められることがあります。



(参考) 初回ログイン画面

(3) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「公開中の公募一覧」をクリック。



(4) 公募名「科学技術イノベーション政策のための科学 (H29)」の「詳細」をクリック。



【検索条件】で、簡易検索が可能です。
 (“社会技術”、領域名やプログラム名で検索してください)

公募年次	公募機関	公募名	応募単位	採択の有無	公募内容	公募対象	直接経費上限額	締切日時	採択日時	研究機関	研究機関種別	公募種別	公募種別	公募種別	公募種別
2016	国立研究開発法人科学技術振興機構	「未来を共創するサービス開発」の可能性調査(H29)	研究者	無	委託研究	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	3,000	2016-07-13 13:00:00	-	-	-	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他
2016	国立研究開発法人科学技術振興機構	人と情報のエコシステム(H29)	研究者	無	委託研究	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	<設定なし>	2016-08-05 13:00:00	-	-	-	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他	企業(国・府・省・市・県・自治体) 大学等 研究チーム 技術移転機関 地方公共団体 NPO等非営利団体 その他

- (5) 配分機関名「国立研究開発法人科学技術振興機構」、公募名「科学技術イノベーション政策のための科学 (H29)」を確認の上、以下のとおりダウンロード。

提案書様式：

「申請様式ファイル」の「Word (Win)」をクリック。

※必ず応募する研究開発プログラム、年度の様式を使用してください。

募集要項：

「応募要領ファイル」の「ダウンロード」をクリック。

【概要】	
配分機関名	国立研究開発法人科学技術振興機構
公募年度	2016年度
公募名	人と情報のエコシステム(H28)
	【総合系】 (情報学) 情報学基礎、計算基礎、人間情報学、情報学フロンティア 【総合系】 (環境学) 環境解析学、環境保全学、環境創成学 【総合系】 (複合領域)
担当(問合せ)情報	部・課 社会技術研究開発センター 企画運営室 担当者氏名 募集担当 電話番号 03-5214-0133 FAX番号 03-5214-0140 メールアドレス hoshu@nistex.in
応募要領ファイル	ダウンロード
申請様式ファイル	Word(Win)
制度・事業URL	社会技術研究開発センター
操作マニュアル(制度・事業固有版)	

4-3. 提案書の作成

- ・提案書の作成に際しては、本募集要項をよくご確認ください。
- ・提案書は、e-Radへアップロードする前にPDF形式への変換が必要です。PDF変換はe-Radログイン後のメニューからも、行うことができます。

PDF変換

実行

この画面では、Wordや一太郎の文書ファイルのPDFへの変換を行います。
 ・応募様式ファイルなど、申請を行うにあたって必要となる添付ファイル(申請様式ファイル)はPDF形式で提出を行う必要があります(システムへの負荷軽減と安定稼働の実現のため、旧システムでは可能だったWord等の形式のままでの提出は行えなくなりました)。
 ・この機能は、e-Radにおける申請様式ファイルのPDF変換のために提供されているものです。
 本来の用途以外での利用の禁止のため、変換されたPDFファイルには「追加し」が表示されます。

PDF変換対象ファイル(必須)

【Word文書】 doc, docx

【一太郎】 jtd

参照...

作成にあたっての注意点

- ・PDFに変換した提案書の容量は、【5MB以内】としてください。
 - ・PDF変換前に、修正履歴を削除してください。
 - ・提案書PDFには、パスワードを設定しないでください。
 - ・PDF変換されたファイルにページ数が振られているか確認ください。
 - ・変換後のPDFファイルは、必ず確認してください。次のような可能性があります。
- ※ 外字や特殊文字等を使用すると、ページ単位、ファイル単位で文字化けする恐れがあります(利用可能な文字に関しては「研究者向け操作マニュアル」(e-Radポータルサイトからダウンロード)を参照)。

4-4. e-Rad への必要項目入力

ログイン方法、公募の検索方法は、4-2をご覧ください。

(1) 公募の検索

公募名「科学技術イノベーション政策のための科学（H29）」の「応募情報入力」をクリック。

公募年度 Public offering year	配分機関 Funding agency	公募名 Public offering name	応募単位 application unit	依頼承認の有無 Process of organization approval	公募内容 Public offering content	公募対象 Public offering target	直接経費上限額 (千円) Direct costs upper limit value (1,000 yen)	締切日時 Deadline	機関内締切日時 Deadline within organization	研究機関情報 Research institution specific information reference	応募情報入力 Apply of Application information
2016	国立研究開発法人科学技術振興機構	「未来を共創するサービス研究開発」の可能性調査(H28)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む)等 研究者・研究チーム 特定非営利活動法人 NPO等 その他	3,000	2016-07-13 13時00分	-		
2016	国立研究開発法人科学技術振興機構	人と情報のエコシステム(H28)	研究者	無	委託研究	企業(団体等を含む)等 研究者・研究チーム 特定非営利活動法人 NPO等 その他	(設定なし)	2016-08-05 13時00分	-		

(2) 応募条件

注意事項をよくご確認の上、画面左上の「承諾」をクリック。

承諾

この公募への応募にあたっては、以下3点の注意事項があります。十分に記載内容を確認した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

- 対象の公募の「応募単位」の確認**
 公募情報には「応募単位」として区分があり、「研究者単位」と「研究機関単位」の2つのパターンがあります。このうち、**研究者の方が直接応募を行うことができるのは「研究者単位」の公募のみです。**もう一つの「研究機関単位」の公募は研究機関の事務代表者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から**応募を行うことはできません。**
 「研究機関単位」の公募への応募を希望する場合には、所属している研究機関の事務代表者もしくは事務分担者へお問い合わせください。対象の公募がどちらのパターンであるかについては、「公開公募一覧」画面(この画面の前の画面)の「応募単位」列で確認可能です。
- ご自身のPC等の利用環境の確認**
 お手元の環境(パソコンのOS、ブラウザ等)が推奨環境であることを確認の上、申請を行ってください。推奨環境以外で御利用の場合、予期せぬ不具合が生じる場合があります。
 e-Radにおいて指定している推奨環境についてはこちらを御確認ください。
<http://www.e-rad.go.jp/requirement.html>
- 配分機関からの注意事項の確認**
 この公募に関して、配分機関からの注意事項がある場合には以下にその内容が表示されます。内容を十分に御確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

募集要項をよく御確認ください。

- 「応募情報登録【共通項目】」の画面において、研究目的欄及び研究概要欄より一文で簡潔に入力してください。絶対に行わないでください。
- 研究提案書(様式)の記載にあたっては、記入要領を十分にご確認ください。
- 研究提案書の『ファイルサイズ』は、必ず 5MB 以内に入してください。

応募者の要件については、募集要項をご確認ください。
 研究提案書の記載、eRadへの登録にあたっては、募集要項をよく御確認ください。

応募情報の一時保存・入力再開について

a) 一時保存

応募情報の入力中に一時保存したい場合は、画面左上の「一時保存」をクリック。

b) 再開

左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。

【検索条件】に、“社会技術”やプログラム名等で検索

「編集」をクリックすると応募情報登録（修正）画面が表示されます。

公募年度		配分機関名	公募名	課題ID	応募番号	研究機関名	応募単位	役割	機関内 締切日	締切日	状態(メイン) 状態(サブ) 状態(申請進行)	応募状況			
				研究開発課題名	研究代表者					更新日	ステータス 履歴	編集	閲覧	削除	取下
2015 年度	JST	H27 科学技術イノベーション政策(総括名)「Soxと△△」領域	15001321	15001321	独立行政法人科学技術振興機構 基礎研 市ヶ谷	研究者	代表	-	2015-05-12	2015-02-27	応募中 申請中 申請者処理中				

(3) 応募情報の入力

応募を行うにあたり必要となる各種情報の入力を行います。

この画面はタブ構成になっており、下記①～⑧のタブをクリックすることで、タブ間を移動します。

「研究開発課題名」に、提案書の「プロジェクト名」を入力してください。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / **研究開発課題名(必須)** /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することできません。編集が必要な場合はメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 90501883

研究機関名(必須) 国立研究開発法人科学技術振興機構

①～⑧のタブ

①「代表者情報確認」タブ

研究代表者の情報を確認してください (e-Rad 登録情報から自動入力)。

複数の実施機関に所属している場合、本タブでどの実施機関から提出するか選択します。

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / **研究開発課題名(必須)** /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。
 ・内容に誤りがないか確認した上で、申請を行ってください。
 ・この画面で以下の情報を編集することできません。編集が必要な場合はメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 90501883

研究機関名(必須) 国立研究開発法人科学技術振興機構

実施者情報は、e-Rad メニュー「研究者/評価者情報修正」から修正可能です。詳細は、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

②「共通項目」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認 共通項目 個別項目 応募時予宜額 研究組織情報

応募・受入状況 本件ファイルの指定 研究組織内連絡欄

研究期間 ※西暦(必須) (開始) 2015 年度 から (終了) 年度 [最短研究期間: 1年 最長研究期間: 4年]

研究分野(主)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究分野(副)

細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。 検索 クリア

キーワード1(必須) 未選択

キーワード2 未選択

キーワード3 未選択

キーワード4 未選択

キーワード5 未選択

その他キーワード1

その他キーワード2

研究目的(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究概要(必須) あと1000文字

※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。

入力文字チェック

研究期間（開始）：2017（年度）

研究期間（終了）：（最大）2020（年度）

研究分野（主・副）／細目名：「検索」をクリックし、別画面の細目検索から応募する提案に該当する研究分野/細目名を一覧から選択。

研究分野（主・副）／キーワード：細目名の選択後、リストから選択。

研究目的、研究概要は、一文で簡潔に記載してください（1,000文字以内とは e-Rad の枠に対する仕様です）。

④ 「個別項目」タブ

課題ID / 研究開発課題名(必須) XXXXXXXX /		共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
代表者情報確認	応募・受入状況	添付ファイルの指定			
研究代表者所属区分(必須)	<input type="radio"/> NPO <input type="radio"/> 企業 <input type="radio"/> 高専 <input type="radio"/> 私大 <input type="radio"/> 公大 <input type="radio"/> 国大 <input type="radio"/> 独法(国立研究開発法人含む) <input type="radio"/> 国研 <input type="radio"/> 特殊 <input type="radio"/> 公共団体 <input type="radio"/> 公益 <input type="radio"/> その他				
研究代表者連絡先区分(必須)	<input type="radio"/> 勤務先 <input type="radio"/> その他				
研究代表者連絡先郵便番号(半角)(必須)					
研究代表者連絡先住所(必須)					
研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名(必須)					
研究代表者連絡先電話番号(半角)(必須)					
研究代表者E-mailアドレス(半角)(必須)					
グループリーダー1 氏名					
グループリーダー1 所属機関 部署 役職					
グループリーダー2 氏名					
グループリーダー2 所属機関 部署 役職					
グループリーダー3 氏名					
グループリーダー3 所属機関 部署 役職					
グループリーダー4 氏名					
グループリーダー4 所属機関 部署 役職					
グループリーダー5 氏名					
グループリーダー5 所属機関 部署 役職					
【確認】「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。				
【確認】「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)の内容を理解し、遵守することを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 内容を理解し、遵守することを誓約します。				
【確認】本研究提案が採択された場合、研究活動の不正行為(捏造、改ざん及び盗用)並びに研究費の不正使用を行わないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。				
【確認】本研究提案書に記載している過去の研究成果において、研究活動の不正行為は行われていないことを誓約しますか。(必須)	<input type="radio"/> 不正行為が行われていないことを誓約します。				
【確認】研究倫理に関する教育プログラムの修了状況について回答してください。(CITI=CITI Japan e-Learningプログラム)(必須)	<input type="radio"/> 所属機関のプログラム(CITI含む)を修了している <input type="radio"/> JST事業等でCITIを修了している <input type="radio"/> CITIダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力) <input type="radio"/> 未修了。修了次第、JSTへ申告する(提案締切後30日以内)				
【確認】CITIダイジェスト版を修了している場合、修了証番号を入力してください。					

各項目について記載してください。なお、入力項目名にカーソルを乗せると入力ヘルプが表示されます。

- ・「研究代表者連絡先 機関名・所属名・建物名等」には、郵便物を受け取るために必要な住所以外の情報を全て記載してください。該当する情報が無い場合、「無し」と記載してください。
- ・研究開発グループがある場合、各グループリーダーの氏名、所属機関名等を記載してください。
- ・[確認]と記載された項目に関しては内容をよく確認の上、チェックボタンをクリックしてください。
- ・研究倫理教育に関するプログラムについては「VI-1. 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」(27～28ページ)を参照してください。
- ・CITI ダイジェスト版を修了している場合は、必ず修了証番号を入力してください。

⑤ 「応募時予算額」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。

(単位:千円)

直接経費	上限	(設定なし)
	下限	(設定なし)
間接経費	上限	0(直接経費の30%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。

(単位:千円)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	合計
直接経費	直接経費 (必須)					0
	小計	0	0	0	0	0
間接経費	間接経費 (必須)					0
	合計	0	0	0	0	0

応募時予算額を記載してください。直接経費、間接経費とも 2017 年度から終了年度（最大で 2020 年度）に予定する額を記載してください。間接経費は直接経費の 30% 以内です。

⑥ 「研究組織情報」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 閉じる

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

研究組織メンバへの公開(必須) 公開しない 公開する

※ 「公開する」を選択して一時保存を行うと、設定された閲覧・編集権限に従って以下の研究組織のメンバが本申請の内容を閲覧・編集できるようになります。一度公開すると「公開しない」状態へ戻すことはできませんが、個別の編集・閲覧権限の変更は可能です。

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額	このタブでの入力額	差額(未入力額)
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※ 「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。
差額(未入力額) = 初年度予算額 - このタブでの入力額

上へ移動 下へ移動 削除

研究代表者	最新情報への更新	氏名(漢字)	氏名(カナ)	研究機関	機関(必須)	部門	職階	後職	専門分野(必須)	学位	後割分担(必須)	直接経費(千円)(必須)	間接経費(千円)(必須)	エフォート(%) (必須)	閲覧・編集権限
		XXXXXXXX	○○機関	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部				
		(姓)○○(名)○○	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部	○○○○部				
		(姓)△△△△(名)△△△△	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス	○○クラス				
		△△△△	○○長	○○長	○○長	○○長	○○長	○○長	○○長	○○長	○○長				

追加 上へ移動 下へ移動 削除

研究代表者のみ記載してください。主たる実施者がいる場合でも記載は不要（欄の追加はしないでください）、予算額は研究代表者に全て計上してください。直接経費、間接経費とも初年度（2017 年度）の額（タブ④の 2017 年度と同じ額）を記入してください。

⑥「応募・受入れ状況」タブ

作業不要です。

⑦「添付ファイルの指定」タブ

応募情報登録

一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書レビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入れ状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います
 ・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... ファイルが選択されていません。	クリア 削除

※1 表示されている形式のファイルのみアップロードすることができます。
 ※2 表示されているサイズまでのファイルをアップロードすることができます。

アップロード

「参照」をクリックし、提案書 PDF を選択し、「アップロード」をクリック。

⑧「研究組織内連絡欄」タブ

作業不要です。

4-5. 研究提案の提出

応募情報登録

一時保存 **確認** 以前の課題をコピーする

入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2015年度 / 研究開発成果実装支援プログラム(H27)

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募・受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、応募を行うにあたって提出が必要なファイルのアップロードを行います
・「参考資料」として提出されるファイルは、そのままのファイル形式で提出が行われます(他のファイルと結合されてPDF変換されることはありません)。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル(必須)	[pdf]	5MB	参照... H27プロジェクト提案書.pdf	クリア 削除

全ての情報の入力、提案書のアップロードが完了しましたら、画面左上の「確認」をクリックしてください。

e-Rad の入力規則に合致しない箇所がある場合、画面上部にエラーメッセージが表示されるとともに、問題箇所を含むタブが赤字表示、問題箇所のセルが黄色表示されます。メッセージに従って修正してください。

応募情報登録確認

実行 提案書プレビュー 戻る

以下の内容で設定します。よろしければ画面左上「実行」をクリックしてください。

【各項目へのリンク】

代表者情報 共通項目 個別項目 応募時予算額 研究組織情報 応募・受入状況 業績情報 略歴情報 研究組織内連絡欄

公募年度 / 公募名 201 年度 /

課題ID / 研究開発課題名 /

【代表者情報】 ページトップに戻る

研究者番号

研究機関名

部局

職階

職名

研究者氏名 漢字 フリガナ

性別

生年月日 19 年 月 日

メールアドレス

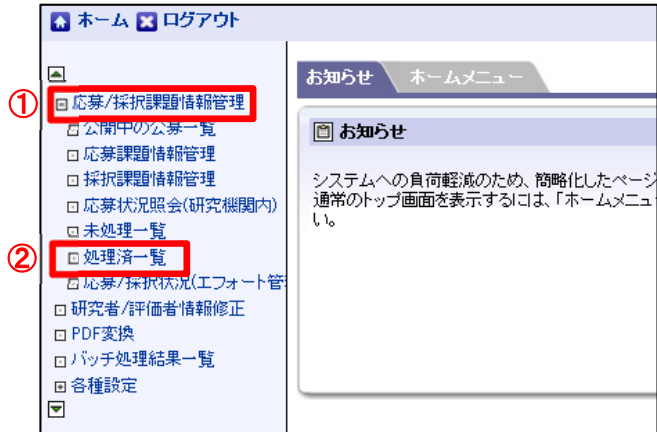
入力情報を確認し、画面左上「実行」をクリック(実行が完了するまでに時間がかかる場合があります)。提出が完了すると、「応募情報を確定しました」というメッセージが表示されます。これで提案書は JST へ提出されたことになります。

■ 提出した応募情報の修正「引戻し」について

募集締切前日までは、研究提案を引き戻して修正することができます。

※ 募集締切当日は「引戻し」を行わないようにしてください

- a) 左メニューの①「応募/採択課題情報管理」をクリックした後、表示される②「処理済み一覧」をクリック。



- b) 「引戻」をクリック。



- c) 引戻し画面が表示されたら、「引戻し」をクリック。

引戻し 履歴 閉じる

案件番号	<input type="text"/>
課題名	2015年度募集要項
申請者	基礎研 市ヶ谷

引戻し先(必須)	選択	処理日時	ノード名	処理	処理者	代理先	担当組織
<input checked="" type="radio"/>	2015/02/27 14:33	研究者	再申請	基礎研 市ヶ谷		研究部	

コメント

※ 受付締切日時を過ぎている場合は再提出することはできません。
申請内容を修正したい場合は、提出先の配分機関に連絡し、差戻しの処置を依頼してください。

根回しメール

引戻しが完了すると、提案は「一時保存」の状態になります。一時保存からの再入力については、「4-4. e-Rad への必要項目入力」の「応募情報の一時保存・入力の再開」参照。

■ 応募情報状況の確認

メニュー①「応募/採択課題情報管理」をクリックして後、表示される②「応募課題情報管理」をクリック。正常に提出されていれば、状態が「配分機関処理中」と表示されます (e-Rad の処理によるタイム・ラグが生じる場合があります)。

募集締切日時までに「配分機関処理中」にならない研究提案は無効です。正しく操作しているにも関わらず、募集締切日時までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、巻末記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



■ 研究提案のJSTによる受理

募集締切後、研究提案をJSTが受理すると、応募課題情報の状況が「応募済」、「受理済」に変わります。「応募済」、「受理済」になるまで応募後数日の時間を要する場合があります。



Ⅸ. 提案書の記載要領

次ページ以降を参考にして、研究開発プロジェクト提案書の作成をお願いします。
予算規模や研究期間等については、13～14 ページを参照ください。

- ※ 表紙および様式 1（一次選考用）について、必要事項を漏れなく記載してください。
記載不備の場合は、審査対象とならない可能性があります。
- ※ 専門用語の多用を避け、一般的にわかりやすい表現にする等、評価者の読みやすいものとなるようご配慮ください。
- ※ 末尾のアンケートは様式 1（一次選考用）には含まれません。アンケートへの回答は任意であり、回答内容および回答の有無が選考結果に影響を与えることはありません。

※ 斜体青字の記載要領は、提出時にすべて削除してください。

(提案書_様式)

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）

研究開発プロジェクト提案書【表紙】

※ 本表紙に、「様式1」の提案書（一次選考用）を付けて提出してください。

研究開発プログラム名	科学技術イノベーション政策のための科学		
研究開発プロジェクト名	※副題はつけないでください		
研究開発期間	____年 ____ヵ月 ※最大3年間	総研究開発費 (直接経費)	____千円 ※5,000千円未満/年
フリガナ 研究代表者氏名		生年月日 (西暦)	19 ____年 ____月 ____日 (歳) (2017年4月1日現在)
所属機関	所在地	〒 _____ Tel : _____ E-mail : _____	
	機関名	_____	
	部署名	_____	役職名 _____
連絡先	(所属機関 ・ その他) ※通常連絡を受ける場所を○で囲んでください		
	※上記で(その他)に○を付けた場合、以下にその連絡先を記載してください		
	〒 _____ Tel : _____ E-mail : _____		
	※緊急連絡先(携帯電話等) Tel : _____		
研究者番号	_____		
該当する SciREX 重点課題 ※重点課題のうち、 プロジェクトで 取り組もうとする 上で該当するもの、 近いものをチェック してください (複数可)	<input type="checkbox"/> 重点課題A-① 政策のインパクト評価 <input type="checkbox"/> 重点課題A-② 政策マネジメントシステム <input type="checkbox"/> 重点課題A-③ パブリックセクターにおけるイノベーションシステム <input type="checkbox"/> 重点課題A-④ 国家的課題への迅速・戦略的な対応 <input type="checkbox"/> 重点課題A-⑤ 政策形成プロセスの改善 <input type="checkbox"/> 重点課題B-① 超スマート社会と科学技術イノベーション政策 <input type="checkbox"/> 重点課題B-② 少子高齢化社会と科学技術イノベーション政策 <input type="checkbox"/> 重点課題B-③ 地方創生と科学技術イノベーション政策 <input type="checkbox"/> 重点課題B-④ オープンイノベーション政策と産学連携 <input type="checkbox"/> その他		

※ 斜体青字の記載要領は、提出時にすべて削除してください。

(提案書_様式)

【様式1】研究開発プロジェクト概要（一次選考用）

- ※ 様式1 全体で【A4用紙2ページ以内】で、全体構想を分かりやすく簡潔に記載してください。
2ページに収まる範囲であれば、図や表を用いても構いません。
- ※ 本様式のページ設定（フォントサイズ、余白、スタイル設定等）は原則として変更しないでください。
- ※ 一次提案においては、構想段階の内容でも構いません。目指すものや構想の全体像を、分かりやすく記載してください。二次提案においては、具体的な研究開発の実施構想等を提出いただきます。

研究開発 プロジェクト名			
フリガナ 研究代表者氏名			
研究開発期間	年 月	総研究開発費（直接経費）	万円
キーワード	※研究開発内容を端的に表すキーワードを、 <u>3～5つ以内</u> で自由に記載してください		

1. 対象とする政策や政策形成プロセス、およびその課題は何か

※ 研究開発プロジェクトが対象とする具体的な政策や制度、社会の仕組み、政策形成プロセス等とその問題点について、現状や背景等も踏まえ、簡潔に記載してください。

2. 「科学技術イノベーション政策のための科学」としてのリサーチ・クエスチョン

※ ①「科学技術イノベーション政策のための科学の深化」および「客観的根拠に基づく政策形成プロセスの進化」という観点から、提案する研究開発プロジェクトの位置づけやリサーチ・クエスチョンを記載してください。
②SciREX 事業「重点課題2016」との関連性について、簡潔に説明してください。

3. 創出しようとする成果は、将来的に「誰に、何を」与えることを目指すのか

※ 提案する研究開発プロジェクトを通じて、①「どのような成果」を創出し、② 将来的に「誰（どのような組織や人の行動や判断）」に対して、③「どのように影響・寄与」しうるのか、その構想を説明してください。（構想についての記述で構いません。必ずしもプロジェクトの活動として組み込む必要はありません。）

4. 研究開発のプロセスと実施体制

※ どのような方法やアプローチをとり、またどのような研究実施体制で取り組むのか（提案するプロジェクト以外の連携も含め）、提案時点で了承等得られていない場合はその見通しについて、可能な限り具体的に記載してください。

5. アピールポイント

※ 「科学技術イノベーション政策のための科学」としての新規性、独創性、国際的優位性、コミュニティの拡大効果など、特筆すべき点があれば記載してください。

※こちらは「提案書_様式」ではありません。

(アンケート用紙)

アンケート（任意記入）

公募のより一層の充実のため、よろしければアンケートへのご協力をお願いいたします。

こちらは「提案書_様式」ではありませんので、任意でご記入ください。また、本アンケートへの回答内容および回答の有無が選考結果に影響を与えることはありません。

質問：本プログラムの公募について知ったきっかけは何ですか。下記の中から該当するものを選択し、回答欄にその番号をご記入ください（複数選択可）。

《選択肢》

1. 本プログラム Web サイト
2. 本プログラム SNS (Twitter・Facebook)
3. JST RISTEX ホームページ
4. JST ホームページ
5. SciREX ポータル
6. SciREX センターWeb サイト
7. JST「産学官の道しるべ」
8. CANPAN
9. JST News メールマガジン
10. JST 基礎研究通信
11. JST 産学連携メールマガジン
12. JST RISTEX 広報メールリングリスト
13. 日本学術会議メールニュース
14. e-Rad からの通知
15. 情報誌「JST Weekly」
16. 当プログラム作成フライヤー
17. JST RISTEX パンフレット
18. SciREX オープンフォーラム
19. SciREX セミナー
20. 本プログラム主催プログラムサロン
21. 本プログラム採択プロジェクト主催のイベント（セミナー、シンポジウム等）
22. JST RISTEX 主催の公募説明会
23. JST RISTEX 内の他の領域主催のイベント（セミナー、シンポジウム等）
24. 所属機関内での口コミ
25. 所属学会内での口コミ
26. 本プログラム採択プロジェクト関係者からの口コミ
27. JST RISTEX 関係者からの口コミ
28. JST 関係者（RISTEX 以外）からの口コミ
29. SciREX 事業関係者からの口コミ
30. その他（差し支えなければ具体的に）

回答欄 （番号を記入、 複数選択可）	30. その他 の具体的な内容
--------------------------	-----------------

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業（SciREX 事業）
基本方針

平成 28 年 3 月 31 日作成
文部科学省科学技術・学術政策局

1 事業の背景及び経緯

社会経済のグローバル化、先進諸国の少子高齢化・労働人口減少と途上国の急激な人口増加、エネルギー・水・食料等の資源の逼迫、地球環境問題、感染症・テロ問題など、複雑かつ多様な課題が顕在化し、また、潜在的な課題も想定される現代社会において、そのような課題の解決のための科学技術イノベーションへの期待が高まっている。また、限られた資源のもとで効率的に科学技術イノベーションを展開するためには、経済・社会等の状況、その課題と、そして科学技術の現状と可能性等を多面的な視点から把握・分析するとともに、客観的根拠（エビデンス）に基づいた合理的な政策形成が求められる。

平成 7 年に制定された科学技術基本法の規定により策定された科学技術基本計画（以下、科学技術基本計画を「基本計画」という。）に基づき、科学技術振興のための政府研究開発投資が行われるとともに、科学技術と社会との関係が強く意識されるようになってきた。また、マーバーガー前米国大統領補佐官の提唱に基づく米国の SciSIP プログラムや欧州におけるホライゾン・スキャニング、テクノロジーアセスメント等の取組も行われてきた。

このような背景の下、平成 23 年に科学技術振興機構研究開発戦略センター（以下「CRDS」という。）は、戦略プロポーザル“エビデンスに基づく政策形成のための「科学技術イノベーション政策の科学」の構築”をとりまとめるとともに、第 4 期基本計画において、「科学技術イノベーション政策のための科学」の推進が明記された。これらの状況を受け、平成 23 年度に SciREX 事業が開始されたところである。

平成 26 年度には、SciREX 事業の進展に伴い、事業全体を一層効果的かつ強力に推進する観点から行われた体制の見直しにより、中核的拠点機能を置き、その核となる科学技術イノベーション政策研究センター（以下「SciREX センター」という。）を政策研究大学院大学に設置した。

さらに平成 27 年度には、SciREX 事業についての中間評価が行われ、事業推進に当たった課題も指摘された。これらの指摘を受け、平成 27 年 12 月 21 日に開催された「科学技術イノベーション政策のための科学推進委員会」において、「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業の今後の推進方策について」（以下「アクションプラン」という。）が定められた。

また、平成 28 年 1 月 22 日に閣議決定された第 5 期基本計画においては、「第 7 章 科学技術イノベーションの推進機能の強化」において、「客観的根拠に基づく政策の企画立案、評価、政策への反映等を進めることにより、実効性のある科学技術イノベーション政

策を推進していく」旨が明記され、あわせて、「第6章 科学技術イノベーションと社会の関係深化」において、「共創的科学技術イノベーションの推進」のためのステイクホルダーの対話・協働・共創等が示されたところである。SciREX 事業は、これらに対し、科学技術・学術政策研究所（以下「NISTEP」という。）やCRDSといった公的シンクタンク等と共に、エビデンスベースの政策形成の一翼を担う責務がある。

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業基本方針（以下「基本方針」という。）は、上記の状況を受け、平成28年度からの当面5年間をめどとした事業の実行に当たり、事業の推進方策等の基本的な方針を新たに定めるものである。

2 事業の目的及び目標

(1) 事業の目的

本事業の推進に当たっては、科学としての「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化と、客観的根拠に基づく政策形成の実現に向けた「政策形成プロセス」の進化が不可欠であり、両者を車の両輪として推進し、共進化を図っていく。

「科学技術イノベーション政策のための科学」の深化に当たっては、自然科学のみならず、人文社会科学を含む幅広い研究分野の領域を超えた融合が必要であり、このため、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野の発展により、各分野の研究者や政策担当者など、幅広い人材が連携する「開かれた場」を構築する。これは、「政策のための科学」の科学的方法論の開発や提示等で終わるものではなく、その成果が政策形成の実践の場で活用できるものを目指す。「科学技術イノベーション政策のための科学」は、科学としての論理の構築に伴う分析的側面と、そこで得られた分析結果等を用いて科学技術イノベーション政策を形成する設計的側面の2つの側面を持っており、それらを両方行うことで、「科学技術イノベーション政策のための科学」が深化していくものであることに留意しなければならない。

一方、「政策形成プロセス」の進化のためには、これまでの行政システムを見直すとともに、政治・行政に携わる者の意識を改革し、素養を養うことが不可欠である。

また、政策形成に携わる者と研究者との対話を継続的に行い、双方の問題意識を共に理解し、両コミュニティが、双方の信頼関係の下、それぞれの役割や責任に応じて協働することが必要である。

加えて、本事業の推進により得られた客観的根拠とそれに基づく政策形成プロセスの進化（知見・手法・人材等）は、社会の共有資産として、国民の政策形成への参加の基盤となることが期待される。

なお、SciREX 事業が対象としている「政策形成」の過程とは、政策の企画・立案、実施、評価とその政策への反映の全てを含むものである。

(2) 事業の推進の目標

上記の目的を達成するため、本事業は、第5期基本計画に定める科学技術イノベーション政策の実効性の確保及び第6期基本計画の検討に具体的に貢献することを基本的な目標とする。なお、科学技術イノベーション政策は、基本計画に示すように、いわゆる研究開発の推進のための政策にとどまるのではなく、経済・社会課題解決のための科学技術の貢献や、イノベーションを実現するための規制や税制などの制度改革も含むものである。

具体的には、以下を目標とする。

- ① 政策担当者と研究者間の対話の機会の拡大と、双方向のコミュニケーションによる政策形成への結実
- ② 「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな学際的学問分野を発展・深化させ、各分野の研究者や政策担当者など、幅広い人材が連携する「開かれた場」の構築
- ③ データや情報を適切に収集し、客観的根拠（エビデンス）を的確かつ適切に活用し、現実の政策形成ができる人材、研究者及びこれらを繋ぐことのできる人材の創出と、これらの人材が活躍できるキャリアパスの確立
- ④ 政策形成に携わる者、研究者、これらを繋ぐ者によるネットワークの構築と研究コミュニティの拡大

3 事業の基本的構成等

(1) SciREX 事業におけるプログラムの構成

本事業の目的・目標達成のためには、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の実践に資する研究開発を進めていく必要があるとともに、客観的根拠に基づく合理的なプロセスによる政策形成の基盤として、人材育成とデータ・情報基盤の確立も引き続き重要である。

本事業は、第1期から引き続き、次の3つのプログラムから構成する。なお、中核的拠点機能は、基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体として置かれているものである。

- 基盤的研究・人材育成拠点（中核的拠点機能を含む）（実施主体：SciREX センター及び各拠点大学）
- 公募型研究開発プログラム（実施主体：科学技術振興機構社会技術研究開発センター（以下「RISTEX」という。））
- データ・情報基盤（実施主体：NISTEP）

(2) 重点課題の設定による拠点間・機関間の連携強化と政策形成への貢献

平成27年度に実施された中間評価において、個々のプログラムの成果をつなぎ、システムとしての成果を創出し、実際の政策形成に結び付けるためには、各拠点や関係機

関等の連携をさらに強化する必要がある、このためには、中核的拠点機能の一層の充実・強化に努めるべきであると指摘された。また、政策形成に具体的貢献できるような成果の創出のため、生きた政策課題に積極的に取り組むことなども期待されているところである。

このため、各拠点・関係機関が連携して取り組む共通の課題である重点課題を設定し、それに基づいて、より一層の連携強化と政策形成の実践のための研究開発を進めていくこととする。重点課題に基づく取組に当たっては、SciREX センターが中心となり、各拠点や RISTEX が連携して研究開発を進めるとともに、NISTEP や CRDS も、それぞれの持つデータ・情報や知見・人材を活かして積極的にこれに関わり、貢献することが求められる。

具体的な重点課題については、文部科学省が別途定めることとするが、その内容については、政策担当者側のニーズを十分踏まえると同時に、研究者側のシーズも重視することが必要である。このため、重点課題の設定に当たっては、政策担当者や研究者との十分な議論を経ることが重要である。

重点課題の設定期間は3年間を基本とするが、重点課題に基づく取組の進捗状況や評価等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

なお、連携については、SciREX 事業の実施者のみに限ることなく、ネットワークを広げていくことにも留意すべきである。

4 事業推進にあたっての指針

(1) 透明性の確保、国民への説明責任等

経済・社会の大変革時代と国内外の課題の複雑化・多様化という状況の中で、科学技術イノベーション政策の推進に当たっては、第5期基本計画で述べられているように、これまで以上に、「先見性と戦略性」、「多様性と柔軟性」を持つ必要がある。限られた資源をより効率的に活用しながら、科学技術イノベーション政策を展開・推進し、複雑化・多様化する社会の課題を克服するためには、これらの課題の正確な把握とそれにふさわしい解決方法、さらには、その解決方法を支える基盤の在り方まで、様々な観点からの検討がなされなければならない。その上で、客観的根拠（エビデンス）に基づき、合理的なプロセスにより政策を形成することが求められている。資源的な制約の下で、客観的根拠に基づき効果的に問題解決に向かう政策選択が必要であり、かつ、政策の内容が客観的根拠を必要とするばかりでなく、政策形成のプロセスもまた合理性を備えたものでなければならない。

「未来への投資」である科学技術イノベーション政策に関しては、様々な分野からのアプローチにより、科学技術とイノベーションの関係やそのプロセスに対する理解を深め、経済・社会への影響を包括的に可視化していくことが重要であり、その結果を基に、社会との対話を進めていかななければならない。さらには、これらの成果を踏まえ政策形

成の実践の場に適用する手法を確立することにより、政策形成の在り方を改善し、政策形成における透明性を確保することで、国民への説明責任を果たす必要がある。これらについても、本事業の推進により達成されるべきものである。

また、エビデンスベースの政策形成を進める際に、ビッグデータの利活用をはじめとした科学技術の発展等により、エビデンスや「政策のための科学」の在り方、さらには政策形成の手法そのものが変化しうることに留意すべきであり、そのような新たな研究や政策形成にも果敢にチャレンジしていくことも必要である。

(2) 適切なマイルストーンの設定と事業の実施

SciREX 事業の平成 28 年度からの開始に当たっては、スケジュールを見据えて、適時適切に事業を推進していくことが重要である。SciREX 事業は第 5 期基本計画の実効性の確保に資する取組や第 6 期基本計画のためのエビデンス提供などの貢献が期待されている。したがって、科学としての「政策のための科学」の内容を深化させつつ、より現実の政策形成を見据えた成果の創出をするため、事業の目標の達成に向けた適切なマイルストーンを設定し事業を推進することが必要である。

重点課題に基づくプロジェクトに当たっては、3 年を目処として、マイルストーンを設定することとする。

4 事業全体の運営体制

客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成を実現するため、文部科学省は、事業の運営管理に積極的な役割を果たすとともに、本事業による成果を積極的に活用し、あわせて政府全体の政策形成に寄与することを目指す。

事業の方向性の検討等については、アクションプランに基づき別途設置された「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』アドバイザー委員会」（以下「アドバイザー委員会」という。）が行う。

また、事業の具体的な実施内容の調整等については、同じくアクションプランに基づき設置する「科学技術イノベーション政策における『政策のための科学』推進事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）が行う。運営委員会の統括の下、各プログラム等を推進していく。

事業全体の俯瞰等については、従前のおり、CRDS が実施することとする。

(1) 文部科学省

事業担当部局として、事業全体の設計・執行を担う。事業が適切に遂行されるよう、基本的な事業方針や事業の課題等を定め、運営委員会への基本方針及び重点課題の提示等を行う。また、事業推進担当部署である科学技術・学術政策局企画評価課政策科学推進室は事業が適切に推進されるよう、省内や関係機関との各種調整を行う。具体的には、

文部科学省内外の政策担当部署と連携した政策課題の抽出、本事業で得られた研究成果等の整理、担当部署に対する成果利用の働きかけなどを行う。

(2) 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」アドバイザリー委員会
SciREX 事業の実施に当たり、事業の方向性の検討等を行うため、アドバイザリー委員会を設置する。また、アドバイザリー委員会の広範かつ多面的議論を促進するため、各拠点や各関係機関のみならず、外部の有識者等から幅広く意見を聴取するとともに、現場の政策担当者や研究者等とも積極的に議論を行い、「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化に資する議論を深めるものとする。委員会の具体的な検討事項は以下のとおりである。

- a) 「政策のための科学」と「政策形成」の共進化の方向性や方法論
- b) 「科学技術イノベーション政策のための科学」の「科学」の在り方
- c) 政策形成プロセスの進化の在り方
- d) 科学技術イノベーション政策の哲学的・歴史的背景とその将来像
- e) 海外の類似の取組等と比較した、日本の取組の在り方
- f) 本事業の推進による、中長期的な将来像

議論の結果については、随時、事業全体の方向性に関する意見としてとりまとめる。文部科学省は、本事業の執行に当たりこれを尊重し、また、政策形成プロセスの進化に役立てていかなければならない。あわせて、事業を実施する各拠点や関係機関についても、アドバイザリー委員会の意見を活かしながら、それぞれの取組を推進すべきである。

(3) 科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業運営委員会
SciREX 事業を実施する各拠点・関係機関の実務責任者からなる運営委員会を設置し、事業の実施内容の調整や追跡調査等を行う。運営委員会の事務局については、文部科学省科学技術・学術政策局企画評価課政策科学推進室と SciREX センターが共同で行う。

運営委員会では、文部科学省が定めた基本方針や重点課題に基づいて、各拠点・関係機関の取組や役割分担の検討・調整を行う。また、SciREX 事業全体、特に、重点課題に基づくプロジェクト（後述のとおり）についての情報共有及びフォローアップ等を行う。

アドバイザリー委員会とは、双方の委員会で行われる議論について情報共有を図り、事業全体の方向性と個別の課題の進捗状況に齟齬がないよう適切に連携を図る。

(4) CRDS

CRDS は内外の動向調査を行うことなどにより、「政策のための科学」の俯瞰に取り組む。これらと併せ、必要に応じ、自らが行っている各種活動の情報について、アドバイザリー委員会や運営委員会における情報提供を行う。

5 各プログラムの推進体制

個別のプログラムの詳細については以下のとおりとするが、SciREX センターを中心に、それぞれを連携させて実行することが必要不可欠である。具体的な連携の在り方については、次節に記載する。

なお、それぞれのプログラムについては、事業全体の間評価に先立ち、外部委員による評価を受けており、そこにおいて課題等の指摘がされている。今後の事業実行に当たって、各実施主体は、当該指摘事項に留意し、必要に応じて改善を図らなければならない。

(1) 基盤的研究・人材育成拠点

① 中核的拠点機能

基盤的研究・人材育成拠点が行う研究活動の総体として中核的拠点機能を置く。SciREX センターは、中核的拠点機能の中心的役割を担う機関として位置づけられる。SciREX センターには、SciREX 事業のネットワークの形成や成果の政策形成への実装のため、中核として橋渡しの機能が求められている。SciREX センター及び各拠点は、SciREX センターが中心となって、重点課題に基づき、政策形成の実践に資する具体的な成果の創出を目指した実践的な研究を進める。

また、SciREX センターは、重点課題に基づくプロジェクトの成果を最大化するために、SciREX センターが自ら主体となって行うプロジェクトと拠点間連携プロジェクト、公募型研究開発プロジェクトとの間の調整を図るとともに、事業全体の成果の発信と、関係者が議論する場の設定を行うこととする。

なお、研究活動と政策形成との橋渡しのため、SciREX センターは、行政経験のある者からなる SciREX センターの政策リエゾンネットワークを活用し、研究活動と実際の科学技術イノベーション政策形成の現場とのつなぎを支援することとする。

また、中核的拠点機能を構成する各拠点は、それぞれが担当する重点課題に基づく拠点間連携プロジェクトを主体的に実施する。研究プロジェクトの実施に於いては、SciREX センターを通じてだけでなく、自らが主体的に成果の普及・展開に取り組むとともに、当該研究分野の発展と関係者のネットワーク拡大に努める。

② 基盤的研究・人材育成拠点

基盤的研究・人材育成拠点については、平成 23 年度に「総合拠点」（政策研究大学院大学）及び「領域開拓拠点」（東京大学、一橋大学、大阪大学/京都大学、九州大学）を設置し、客観的根拠に基づく政策形成に携わる人材や、「科学技術イノベーション政策のための科学」という新たな研究領域の発展の担い手となる人材、政策と研究をつなぐ人材を育成するとともに、関係する基盤的研究を推進するための国際的な水準の研究・

人材育成拠点として、それぞれが基盤的研究・人材育成を進めてきており、引き続き基盤的研究及び人材育成を行う。

- a) 総合拠点：総合拠点として、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究を実施。また、基盤的研究・人材育成拠点整備事業の主導及び、領域開拓拠点を牽引しつつ、取りまとめ機関として総合調整。
- b) 領域開拓拠点：領域開拓拠点として、各大学の特性を活かして、教育プログラムを実施するとともに基盤的研究を実施。

(2) 公募型研究開発プログラム

RISTEX を事業主体とし、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策の形成に寄与するため、重点課題に基づき、新たな指標や手法等の開発のための研究開発を公募により推進する。当該研究開発においては、政策形成の実践に将来的につながりうる成果の創出を目指すものとする。

プログラムの実施に当たっては、個々の研究開発プロジェクトを通じて重点課題の推進に資すること、公募を通じて「科学技術イノベーション政策のための科学」に関わる新たな研究人材の発掘と人材ネットワークの拡大に資することを目標とする。

また、研究開発の推進に当たっては、SciREX センターと連携して進めていく。

(3) データ・情報基盤

NISTEP を中心に、政策形成の実践の場と、本事業を中心とした調査分析や研究に活用されるよう、必要なデータ・情報を体系的かつ継続的に蓄積し、データ・情報基盤を構築する。整備されたデータ・情報は、統計データを含む分析対象としての一次データ（特許、論文、人材、予算等）のほか、それを分析した結果の論文、提言、行政における審議会報告書、調査報告書など多岐にわたる。

本プログラムで得られたデータを社会の共有資産である既存のデータ・情報基盤に加えるとともに、それらを体系的かつ継続的に整備・利用できる環境を構築する。「政策のための科学」と「政策形成プロセス」の共進化の基盤として、情報へのアクセスが容易となるようなデータベース等の構築を目指すとともに、関係機関への積極的な提供等に努める。

6 連携のための取組

SciREX センターは、ネットワークの形成や成果の政策形成への橋渡しの中核として一層機能することが求められており、SciREX センターが中心となって、各拠点・関係機関が連携することが必要である。

(1) 研究開発における連携

平成 28 年度からは、重点課題に基づいた研究開発（SciREX センターが自ら主体となつて行うプロジェクト、拠点間連携プロジェクト、公募型研究開発プロジェクト）を推進する。SciREX センターが自ら主体となつて行うプロジェクトと拠点間連携プロジェクトについては、政策形成の実践につながる具体的な成果の創出を目指すものとし、一方で、公募型研究開発プロジェクトについては、それらよりも萌芽的な、政策形成の実践に将来的につながりうる成果の創出を目指すものとする。

また、NISTEP も、積極的にこれらに協力し、SciREX 事業全体としての連携を図らなければならない。NISTEP は、国内外のデータベース等情報、研究所の活動により得られた知見、人的ネットワーク等に関して、重点課題に基づくプロジェクトへの情報提供等を行うとともに、可能であれば、プロジェクトの実施者として関与する。これに当たっては、SciREX 事業担当部門以外の NISTEP 内の研究部門とのコラボレーションも積極的に進める。併せて、科学技術指標等に携わる専門的な機関の立場から、他機関のデータソースとの連携・接続を図り、データ・情報等に関する助言も行う。

各プロジェクトの設計・実施を通じた各拠点・関係機関の連携は、SciREX センターが中心となつて進め、政策担当者との連携も密に行う。また、SciREX センターは重点課題に基づいて進められる各拠点・関係機関の取組を把握し、それぞれの情報共有が十分図られるよう環境整備を図る。

（2）人材育成における連携

人材育成についても、各拠点のネットワークの強化を図り、連携して進めていくことが必要である。また、平成 27 年度に実施された中間評価においては、人材育成を進めていくに当たって、「科学技術イノベーション政策のための科学」という学問分野やコアカリキュラムの確立が必要であることが指摘されている。平成 27 年度においては、文部科学省内の研修に協力する過程を通じて、政策当局の人材育成に関するニーズの把握を行ったところであるが、これらを踏まえ、総合拠点が中心となつて、全拠点協力の下で、コアカリキュラムの検討を進め、早期の確立を目指す。これに当たっては、各拠点のみならず、関係機関も協力することが必要である。

7 事業の評価

本事業では、例えば基盤的研究・人材育成拠点について最長 15 年の長期間にわたる支援を想定しており、事業全体の工程管理の観点から評価時期、評価の仕組みや評価体制等について検討する必要がある。平成 23 年度から 27 年度の 5 年間については、既に平成 27 年度に、本事業の進捗確認及び今後の一層の推進に向けての内容の改善を目的とした中間評価を実施したところである。平成 28 年度以降の事業についても、以下のように中間評価を実施していく。

○平成 28 年度以降の事業の推進についても、5 年間のうちの適切な時期に外部委員に

よる中間評価を実施する。

○評価委員会の体制等については、今後検討する。

○各プログラムについての評価と、事業全体についての評価を併せて実施する。

○評価に当たっては、基本方針や重点課題に定められた事項の達成状況等を踏まえることとする。

科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業
重点課題について 2016

平成 28 年 3 月 31 日作成
文部科学省科学技術・学術政策局

1 重点課題の設定について

ここで設定する重点課題は、科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」推進事業基本方針（以下「SciREX 事業基本方針」という。）において規定されている「重点課題」について、平成 28 年度から 3 年間を目処に取り組むべきものとして示すものである。

以下に設定した重点課題については、各拠点や関係機関において蓄積してきた知見・特徴等を踏まえつつ、SciREX センターが開催するワークショップやフィージビリティスタディ等での議論、省内に設置した検討会での議論などを経て設定した。また、設定に当たっては、アドバイザリー委員会から文部科学省に示された助言の内容を考慮した。

重点課題については、第 5 期科学技術基本計画（以下「基本計画」という。）において、科学技術イノベーション政策を推進するに当たっての基本方針として、個別政策課題への対応を主とした 4 つの第 5 期基本計画の政策の柱と、それらの取組を効果的・効率的に進めていく上での、社会との関係深化や実効性確保といった重要事項が示されていることを踏まえて、

A 科学技術イノベーション政策の実効性の確保と基盤強化

B 政策の柱（個別政策課題）への対応

に大きく分類して設定した。また、必要に応じて、喫緊の政策課題に機動的に対応するため、さらに、

C 喫緊の政策課題への機動的対応

の枠を設定する。C については、主に SciREX センターがこれに対応することとする。

なお、重点課題は、「重点課題」と、それぞれをより具体化した「重点取組分野」からなる。各々の重点課題・重点取組分野に基づくプロジェクトに当たっては、適切にマイルストーンを設定し、具体的な達成目標については関係者間で議論し、共有するものとする。

2 具体的な重点課題及び重点取組分野

A 科学技術イノベーション政策の実効性の確保と基盤強化

本項目については、科学技術イノベーション政策の推進に当たって取り組む必要のある、政策の実効性を高めるための取組や我が国のイノベーションシステムを支える制度など、基盤的問題について取り扱う。

重点課題A-① 政策のインパクト評価

(重点取組分野) 政策の経済的影響の分析に関する手法・指標の開発

基本計画において、国民一人ひとりが活躍する豊かな社会を実現し、次代に引き継いで行くには、政府による科学技術イノベーション政策への先行投資が不可欠である旨指摘され、政府研究開発投資に関する具体的な目標の設定や政府研究開発投資の拡充が明記されている。政府研究開発投資のみならず、税制や政策金融等の政策効果を測定し、将来の影響を評価することは科学技術イノベーション政策をエビデンスベースで進める上で重要である。科学技術イノベーション政策が経済成長や雇用など経済・社会的な効果を産み出すまでには、長い時間がかかるとともに、効果までのパス（波及経路）が複雑である。これまで、SciREX では、SciREX センター、NISTEP 政策課題対応型調査研究及び RISTEX 公募型研究開発を通じて、様々な経済モデルや手法が開発されている。

これらを踏まえ、重点取組分野として科学技術イノベーション政策の経済的影響の分析に関する手法・指標の開発を設定する。ここでは、科学技術イノベーション政策の経済的影響の測定を行うために、科学技術や社会の現状を踏まえた経済モデルの開発やその基礎となる研究を行うとともに、将来の政策形成への活用の視点から多様な手法の比較検討及びレビューを行う。また、これを通じて関係者の政策担当者や研究者のネットワーキングを行うことが重要である。さらに、マクロな研究開発投資の効果のシミュレーションだけでなく、これを支える理論やデータの整備等も併せて行うことも必要である。本重点取組分野に基づく取組により、科学技術イノベーション政策の経済的影響の分析を行うための指標・手法が整備され、それらを適切に活用できる人材のネットワークが形成されている状態を目指す。

重点課題A-② 政策マネジメントシステム

(重点取組分野) 政策のPDCAの確立のための指標・手法開発

科学技術イノベーション政策の実効性を高めるためには、政策のPDCAサイクルを確立し、政策が適切にマネジメントされるシステムを作り出すことが必要である。政策のPDCA、つまり、適切に計画を立て（Plan）、それに基づき行われた事業を着実に実施し（Do）政策目標の達成状況や効果を適切に評価し（Check）、事業の改善につなげる（Action）ということは、政策マネジメントシステムの核となる概念だが、特に科学技術イノベーション政策において、適切な評価までつなげるためには、達成状況をどう計測するかが重要になる。基本計画においては、「第5期基本計画の進捗及び成果の状況を把握していくため、主要指標を別途定めるとともに、達成すべき状況を定量的に明記することが特に必要かつ可能な場合には本基本計画の中に目標値を定め、主要指標の状況、目標値の達成状況を把握することにより、恒常的に政策の質の向上を図っていく」等の記載がなされ、主要指標及び目標値が設定されることとなったが、このような指標への対応については、既存のデータの収集のみならず、新たなデータの収集や測定の基礎となる理論やモデルの構築等も併せて行う必要がある。

なお近年では、情報科学技術の進展により、研究助成、人材等の各種のデータベースを相互に接続し、政策分析に活用することが可能となってきた。OECD や海外の政府機関においても、政策の PDCA サイクルを確立するための指標開発が積極的に行われている。

これらを踏まえ重点取組分野として、**政策の PDCA 確立のための指標・手法開発**を設定する。従来から測定が難しかった、科学技術と社会の関連性、基礎研究のパフォーマンスなど、新たな指標体系の構築も含め、政策体系に合わせて適切な指標群を構築し、それらを適切にモニタリングする手法等を確立するためには、担当する行政部局だけでなく、各種統計や計量分析、政策研究、科学技術の各分野等の幅広い専門家の知見等が必要である。このため、現在および将来の指標・手法開発や、これを支える理論やモデルの構築を進めるとともに、それを支える政策担当者や専門家のネットワークを形成することが必要である。これらの活動を通じて、基本計画の体系の下で行われる府省、関係機関等の施策も含め、政策の PDCA サイクルの確立に貢献する。本重点取組分野に基づく取組により、政策の PDCA サイクルを確立するための指標・手法が整備され、それらをさらに発展させていくための人材のネットワークが形成されている状態を目指す。

重点課題 A-③ パブリックセクターにおけるイノベーションシステム

(重点取組分野) パブリックセクターの機能強化のための制度設計

我が国のイノベーションシステムにおいては、民間企業も大きな役割を果たしているが、政府、大学、公的研究機関等のパブリックセクターの役割も大きい。基本計画第 7 章においても、科学技術イノベーション活動の主要な実行主体である大学及び国立研究開発法人の機能強化等について記載がなされている。国のイノベーションシステムにおいてパブリックセクターに期待される役割は、一般的に企業などでは実施が難しい、萌芽的、基礎的で最先端の研究成果を恒常的に創出することと、その成果を企業に移転されて活用されること、科学技術の成果をイノベーションに結びつけるための制度設計や規制改革を行うことであり、パブリックセクターがそれらの期待される役割を適切に果たせるような体制が必要となる。そのためにはセクターの成果創出のパフォーマンスを最大化できるようなマネジメントが欠かせない。海外の大学や国立研究所などでは、優れた研究者のみならず、優れた経営者についても獲得合戦が繰り広げられている。これは、組織が最大のパフォーマンスを上げるためには、組織を束ねる長のマネジメント能力の向上が欠かせないということを経験的に理解しているからである。一方、我が国ではマネジメントの重要性が指摘されているにもかかわらず、パブリックセクターという場でのより効果的なマネジメント手法の確立は十分ではなく、議論するための十分なデータの整備も必要である。

これらを踏まえ、重点取組分野として**パブリックセクターの機能強化のための制度設計**を設定する。これらに対応するためには、マネジメントも含めたパブリックセクターの組織の在り方、組織内の情報共有の在り方等、成果を最大化するための方法論の分析、体系化、具体的なパブリックセクターの機能強化につながる方策の提示などが必要である。本重点課

題に基づく取組により、パブリックセクターの効果的なマネジメント手法を議論するための必要なデータ等の基盤が整備され、それらを踏まえたパブリックセクターの機能強化のための制度が設計できる状態を目指す。

重点課題A-④ 国家的課題への迅速・戦略的な対応

(重点取組分野) 国家的課題に対応した政策シナリオ等の作成手法の開発

国家的に対応すべき課題については、府省横断で戦略的かつ迅速に対応することが肝要である。例えば、基本計画第7章(3)の「科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開」では、科学技術イノベーションの国際活動や科学技術外交といった取組を国として戦略的、効果的に推進していくことの重要性が述べられている。また、例えば同計画第7章(4)「実効性のある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化」では、様々な制度の改革や整備の調整等を推進し、スピード感を持って未来の産業創造や社会変革につなげていくことも必要である旨が述べられている。このような課題は通常、複数の府省や関係機関、他国の機関などの多くのセクターにまたがっており、またその対応には、刻々と変化する科学技術の動向や国内外の経済社会情勢についても考慮する必要がある。

これらを踏まえて、重点取組分野として**国家的課題に対応した政策シナリオ等の作成**を設定する。ここでは、限られた時間の中で、可能な限り客観的根拠に基づき迅速かつ戦略的に対応し、政策シナリオをデザインしていくための方法論を整理すること、さらには、客観的根拠に基づいた政策シナリオの作成手法を開発するとともに、それらを実行できる行政官、実務者、専門家からなるコミュニティを形成することが重要である。本重点取組分野に基づく取組により、国家的課題に対応した戦略的かつ迅速な政策シナリオ等の作成の手法が開発され、それらを適切に活用することのできるコミュニティが形成されている状態を目指す。

重点課題A-⑤ 政策形成プロセスの改善

(重点取組分野) 共創的な政策形成プロセスの構築に向けた手法開発

SciREX 事業基本方針においても示したとおり、政策の内容が客観的根拠を必要とするばかりではなく、政策形成のプロセスもまた合理性を備えたものであるべきである。科学技術イノベーション政策形成のプロセスは、多数のステークホルダーが参加する複雑な政治過程であり、これを合理的に進めていくためには、ステークホルダーとの対話・協働も含め、様々な改善がなされなければならない。基本計画においても、「第6章 科学技術イノベーションと社会との関係深化」において、共創的科学技術イノベーションの推進の重要性が指摘されている。ステークホルダーインボルブメントは、科学技術イノベーション政策のみならず、他の政策でも重要視されてきているが、政策形成の主要なチャンネルとなるにはまだまだ課題が残されている。また、政策形成と社会の意識とに齟齬があったり、政策担当部局と社会との間で情報の不均衡があったりした場合、その政策を社会に適用させる上で著しい困難を抱えるなどの問題も生じかねない。さらに、ベースとなるエビデンスが存在しても、政策形成

プロセスの制度的・構造的課題により、政策が実行されないなどの問題も起こりうる。

これらを踏まえて、重点取組分野として**共創的な政策形成プロセスの構築に向けた手法開発**を設定する。共創的な政策形成プロセスの構築に向け、意思決定プロセスの解明や障害要因の特定に加え、いかに客観的に政策目標を定めるか、その目標を広く社会で共有するか、ステークホルダーの意識をどう関与させるかなどの観点も踏まえた政策形成プロセスの改善のための手法の開発が重要である。本重点取組分野に基づく取組により、適切なステークホルダーインボルブメントを含む政策形成プロセスの合理化のための手法が開発され、政策形成のプロセスがより共創的に行われている状態を目指す。

B 政策の柱（個別政策課題）への対応

基本計画の4本柱において示されている多くの政策課題を勘案し、以下の4重点課題を設定する。

重点課題B-① 超スマート社会と STI 政策

（重点取組分野）先端技術の研究開発実施と社会実装に向けた制度設計

基本計画においては、「超スマート社会」が未来社会の姿として示され、これを世界に先駆けて実現するための取組を強化することとされ、様々な取組が進められている。超スマート社会の到来は、生活への利便性をもたらし、新たな産業の創出につながる可能性を持つ一方で、新しい技術の社会への適応においてサイバーセキュリティの問題やAIの発達による雇用の喪失、ビッグデータの活用によって個人の生活やプライバシーの侵害への懸念など新たな問題が生じる可能性も否定できない。このような超スマート社会に係る新しい科学技術に対して、社会的な課題の把握や、実装前の段階における望ましい研究開発の方向性の検討、関連施策・法制度の検討が求められており、これらの検討なしには、社会実装まで至るのは難しいと考えられる。

これらを踏まえ、重点取組分野として**先端分野の研究開発実施と社会実装に向けた制度設計**を設定する。ここでは、超スマート社会の実現に資する先端的な研究開発を実施する上での社会的課題等の特定や、それらを踏まえた研究開発実施のための制度設計などを行う。さらに、それらの研究開発の成果を社会に実装するに際して想定される社会的課題等の特定や、それらを踏まえた、法規制の在り方も含めた制度設計などを行う。本重点取組分野に基づく取組により、先端的な研究開発やその成果の社会実装を円滑に行えるための制度が設計できる状態を目指す。

重点課題B-② 少子高齢化社会と STI 政策

（重点取組分野）少子高齢化社会に向けた医療・健康ビッグデータの利活用手法の開発

我が国は、既に世界に先駆けて超高齢社会を迎えているが、基本計画第3章の「経済・社会的課題への対応」の中でも、超高齢化、人口減少社会に対する持続可能な社会の実現が謳

われており、世界最先端の医療技術の実現による健康長寿社会の形成や、医療関連分野における産業競争力の向上を目指すこととしている。また、ICT を活用した医療サービスの向上や、子供からお年寄りまでのあらゆる層に ICT が活用されることにより、快適かつ活動的に過ごせる場が提供出来ること等も記載されている。質の高い医療は中でもきわめて重要だが、医療情報をデータ化し、情報として活用することは、各種データとの連結や多くの症例の収集・分析等の手法により、より高度な医療の提供や研究開発の可能性を開くことになる。一方で、医療・健康データの多くは個人情報であり、その取扱の方法にも配慮が必要となる。

これらを踏まえ、重点取組分野として**少子高齢化社会に向けた医療・健康ビッグデータの利活用手法の開発**を設定する。ここでは、これまで利活用の限られていた医療・健康データを利活用するための、データベースをはじめとした基盤作りと、個人情報等の社会的な問題に対応しながら、それらの利活用を行うための手法の開発などを行う。また、これらの活動を通じて、生命科学分野等における政策形成のエビデンスの蓄積を行う。本重点取組分野に基づく取組により、医療・健康データといった個人情報を含む各種情報を STI 政策に活用できるようにするための方法論やツール等の基盤が整備されている状態を目指す。

重点課題B-③ 地方創生と STI 政策

(重点取組分野) 地域イノベーション政策の政策形成支援手法の開発

平成 26 年発足の第 2 次安倍改造内閣において、地方創生は国の極めて重要なテーマと位置づけられ、国が定めた長期ビジョンと総合戦略をもとに、様々な政策が進められてきている。基本計画においても、地域からイノベーションの芽を創出し、地域の企業や大学、公的研究機関等が連携し、地域に自律的・持続的なイノベーションシステムを構築することが重要である旨が記載されている。一方、これまで、国は各地域の特性を活かしたクラスター施策や、地域の大学の技術シーズ等を核とする地域施策を推進してきたが、全国一律の展開により地域性が十分引き出されなかった、他地域も巻き込んでの広がりに至らなかった等の反省点も指摘されているところである。地域イノベーション政策を形成するに当たっては、これらの指摘の内容も含め、これまでの国内の様々な地域で行われてきた政策の事例を活かすことが必要である。

これらを踏まえ、重点取組分野として**地域イノベーション政策の政策形成支援手法の開発**を設定する。地域イノベーションを成功させる鍵については、自治体の主体性、核となる中堅企業、ベンチャー、地域リーダーの存在や、地域の「場」にアクターが集まり続け、高め合うこと、等の指摘が、科学技術政策研究所のレポートや総合科学技術・イノベーション会議の基本計画専門調査会等で報告されているが、様々な事例が共有・分析されてデータ化されることにより、初めて可視化され、政策形成の支援に活用されることとなる。また、地域が主導した多様な成功事例等の要因を抽出して、他の地域とも広く情報を共有していくことや、これらを通じて、地方自治体等の政策担当者策のネットワーキングを行うことも重要で

ある。本重点取組分野に基づく取組により、地域イノベーション政策の形成を支援できるデータやツール等の基盤が整備され、それらを適切に活用できる人材のネットワークが形成されている状態を目指す。

重点課題B-④ オープンイノベーション政策と産学連携

(重点取組分野) 大学・研究機関における産学連携の役割等に関する制度設計

基本計画の第5章ではグローバル競争の激化の中、組織の内外の知識や技術を総動員するオープンイノベーションの手法が優位性を持つとの認識が示されている。オープンイノベーションを推進するに当たって、大学・研究機関の役割は欠かせないが、大学・研究機関が産学連携を推進するに当たって、どのような成果をオープンにし、あるいはクローズド化するかという、オープン・クローズド戦略の建て方も非常に重要になってきている。大学・研究機関は最新の知を生み出す場であるが、産学連携が本格化する中で、研究成果の発表と知財の取り扱いに関し、大学・研究機関の知財部門等ではケース毎に多様な判断が求められるようになってきている。さらに、ここ数年で、大学・研究機関と企業の共同研究におけるデータの不適切な取り扱いによる問題が起こった事例もあり、利益相反の問題にも対峙していく必要が生じてきた。

さらに、基本計画第4章ではオープンサイエンスについても、適切に推進することも記載されているが、オープンデータ・オープンアクセスをすることによるメリットとデメリットについて、研究者の理解が深まっているとは言いがたい状況であり、これらの施策を推進する場合の大学等のガバナンスのあり方についても、まだ議論が端緒にすぎたばかりである。

これらを踏まえ、重点取組分野として**大学・研究機関における産学連携の役割等に関する制度設計**を設定する。ここでは、これまで起こっている、若しくはこれから起こりうる様々な課題を特定し、大学・研究機関におけるガバナンスのあり方、学内の推進体制、費用負担などの具体的な対策の策定に関する議論を進めることが重要であり、それらを踏まえた制度設計を行うことが必要である。本重点取組分野に基づく取組により、オープンイノベーションの潮流を踏まえた、大学・研究機関の在り方に関する制度が設計できる状態を目指す。

第1章 基本的考え方

現状認識

- ・大変革時代の国内外の課題の増大・複雑化

基本計画の実績と課題

- ・研究開発環境の整備、我が国・世界の発展への貢献等の成果
- ・基盤的な力の弱まり。組織改革の遅れ等の問題点



目指すべき国の姿

持続的な成長と地域社会の自律的な発展

国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現

地球規模課題への対応と世界の発展への貢献

知の資産の持続的創出

第2章

第5期科学技術基本計画の4本柱

未来の産業創造と社会変革に向けた新たな価値創出の取組

第3章

経済・社会的課題への対応

第4章

科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築

第5章

科学技術基本計画の推進に当たった重要な事項

第6章

科学技術イノベーションと社会との関係深化

第7章

科学技術イノベーションの推進機能の強化

(参考) 重点課題2016と科学技術基本計画との関係

- (1) 未来に果敢に挑戦する研究開発と人材の強化
→ チャレンジ的な研究開発手法の普及拡大、人材
- (2) 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現 (Society 5.0)
→ IoTやAIによる社会変革、共通のプラットフォーム構築
- (3) 「超スマート社会」の競争力向上と基盤技術の強化
→ 知財、標準化、基盤技術強化、人材

- (1) 持続的な成長と地域社会の自律的な発展
→ エネルギー、資源、食料、超高齢化・人口減少社会、健康長寿社会、ものづくり・トづくりの競争力向上
- (2) 国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現
→ 自然災害、食品安全、生活環境、労働衛生等、サイバーセキュリティ、国家安全保障
- (3) 地球規模課題への対応と世界の発展への貢献
→ 気候変動、生物多様性
- (4) 国家戦略上重要なプロテクトの開拓
→ 海洋・宇宙の適切な開発・利用・管理

- (1) 人材力の強化
→ 若手研究者の環境整備、多様な人材育成・確保、大学院教育改革、女性の活躍、国際的研究ネットワーク構築、流動化
- (2) 知の基盤の強化
→ 学術研究、戦略的・要請的な基礎研究、科研費改革、国際共同研究、世界トップレベルの研究拠点、共通基盤技術、施設・設備、情報基盤、オープンサイエンス
- (3) 資金改革の強化
→ 基盤的経費改革、公募型資金改革、国立大学改革と研究資金改革との一体的推進

- (1) オープンイノベーションを推進する仕組みの強化
→ 推進体制、人材の好循環、人材、知、資金が結集する「場」
- (2) 新規事業に挑戦する中小・ベンチャー企業の創出強化
→ 起業家マインド、大学発ベンチャー、初期需要確保と信頼性付与
- (3) 国際的な知的財産・標準化の戦略的活用
→ 散在する知的財産の活用、戦略的国際標準化
- (4) イノベーション創出に向けた制度の見直しと整備
→ 新たな製品・サービスやビジネスモデルに対応した制度、情報通信技術の飛躍的發展に対応した知的財産の制度
- (5) 「地方創生」に資するイノベーションシステムの構築
→ 地域企業活性化、地域主導の自律的・持続的イノベーション
- (6) グローバルなニーズを先取りしたイノベーション創出機会の開拓
→ グローバルなニーズを先取りする研究開発、イノベーション・イノベーション

- (1) 共創的イノベーションの推進
→ ステークホルダーの対話・協働・共創、科学的助言、ELSI
- (2) 研究の公正性の確保
→ 研究不正への対応、自由闊達な議論を行う研究環境
- (1) 大学改革と機能強化
(2) 国立研究開発法人改革と機能強化
(3) 科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開
(4) 実効性ある科学技術イノベーション政策の推進と司令塔機能の強化
(5) 未来に向けた研究開発投資の確保

基本計画に示されている項目(行政側のニーズ)とSociety 5.0側(研究者側)のニーズのマッチング

重点課題

○ 第5期基本計画において、個別政策課題への対応を主とした「第5期基本計画の4本柱」と、それらの取組を効果的・効率的に推進していく上での重要事項として、科学技術イノベーション政策の実効性確保のための取組等が示されている。

○ これらを踏まえて、次の3つに大きく分類して設定。

- A 科学技術イノベーション政策の実効性の確保と基盤強化
- B 政策の柱(個別政策課題)への対応
- C 喫緊の政策課題への機動的対応

B. 政策の柱(個別政策課題)への対応

- 重点課題① 超スマート社会とSTI政策**
(重点取組分野) 先端技術の研究開発実施と社会実装に向けた制度設計
- 重点課題② 少子高齢化社会とSTI政策**
(重点取組分野) 少子高齢化社会に向けた医療・健康ビッグデータの利活用手法の開発
- 重点課題③ 地方創生とSTI政策**
(重点取組分野) 地域イノベーション政策形成立案支援ツール手法の開発
- 重点課題④ オープンイノベーション政策と産学連携**
(重点取組分野) 大学・研究機関における産学連携の役割等に関する制度設計

A. STI政策の実効性の確保と基盤強化

- 重点課題① 政策のインパクト評価**
(重点取組分野) 政策の経済的影響の分析に関する手法・指標の開発
- 重点課題② 政策マネジメントシステム**
(重点取組分野) 政策のPDCAの確立のための指標・手法開発
- 重点課題③ パブリックセクターにおけるイノベーション**
(重点取組分野) パブリックセクターの機能強化のため
の制度設計
- 重点課題④ 国家的課題への迅速・戦略的な対応**
(重点取組分野) 国家的課題に対応した政策シナリオ等の作成手法の開発
- 重点課題⑤ 政策形成プロセスの改善**
(重点取組分野) 共創的な政策形成プロセスの構築に向けた手法開発

C. 喫緊の政策課題への機動的対応

【問い合わせ先】

お問い合わせは、原則として電子メールでお願いします。

RISTEX 提案募集ホームページ

https://ristex.jst.go.jp/proposal/current/proposal_2017.html

に最新の情報を掲載しますので、あわせてご参照ください。

国立研究開発法人 科学技術振興機構（JST）

社会技術研究開発センター（RISTEX）企画運営室

「科学技術イノベーション政策のための科学」募集担当

〒102-8666 東京都千代田区四番町 5-3 サイエンスプラザ 4 階

E-mail : boshu@jst.go.jp

Tel : 03-5214-0133 Fax : 03-5214-0140

（電話受付：10:00～12:00・13:00～17:00／土日祝除く）